

平成30年度第2回久留米市情報公開・個人情報保護審議会（定例会）会議議事予定
（平成30年7月9日（月）午前10時～ 場所：久留米市役所3階305会議室）

1 委員紹介

2 会長・副会長の選任

3 諮問案件の審議

(1) 久留米市福祉事務所が行う医療扶助費適正化強化事業の業務委託について

ア 生活保護受給者に係る診療報酬明細書及び被保護者マスターの情報並びに保健所健康推進課において実施した生活習慣病予防健康診査の結果を目的外利用することの公益上の必要の有無（条例第9条第3項第4号）及び当該目的外利用に係る本人通知の省略の適否（条例第9条第4項）について

【健康福祉部生活支援第1課】

【健康福祉部保健所健康推進課】

イ 上記1の個人情報をオンライン結合等により提供することの公益上の必要の有無及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

【健康福祉部生活支援第1課】

(2)

ア 国保データベース（KDB）システム内の「個人の健康に関する情報」を県に外部提供することの公益上の必要の有無（条例第9条第3項第4号）及び当該外部提供に際して本人通知を省略することの適否（条例第9条第4項）について

【健康福祉部健康保険課】

【健康福祉部保健所健康推進課】

【健康福祉部介護保険課】

イ 国保データベース（KDB）システム内の「個人の情報に関する情報」を県に外部提供するに際し、システム上で閲覧を可能とするため、オンライン結合等を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

【健康福祉部健康保険課】

(3) 筑後川土地改良区からの求めに応じた農地情報の提供について

ア 農地所有者、農地に設定された賃借権等の権利者の生年月日情報を外部提供することの公益上の必要の有無（条例第9条第3項第4号）及び当該外部提供に係る本人通知の省略の適否（条例第9条第4項）について

イ 農地法施行規則に定められた筑後川土地改良区からの求めに対し、農業委員会が提供を義務付けられた農地台帳上の情報及び上記アに係る情報をオンライン結合等（磁気記録媒

体)により提供することの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無(条例第10条第1項第2号)について

【農業委員会事務局】

(4) 林地台帳のシステム化に当たり、開発を委託する事業者に個人情報をオンライン結合等により処理させることの公益上の必要性(条例第10条第1項第2号)等について

【農政部みどりの里づくり推進課】

4 情報公開・個人情報保護制度平成29年度運用状況報告(通年)

5 その他(平成29年度特定個人情報の取扱いに関する監査の報告)

30 支援 1 第 4 3 3 号

平成 30 年 6 月 29 日

久留米市情報公開・個人情報保護審議会 宛て

久留米市長 大久保 勉
(健康福祉部保健所健康推進課)
(健康福祉部生活支援第1課)



諮 問 書

久留米市個人情報保護条例第 24 条の規定により、下記のことに
ついて貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 生活保護受給者に係る診療報酬明細書及び被保護者マスターの
情報並びに保健所健康推進課において実施した生活習慣病予防健
康診査の結果を目的外利用することの公益上の必要の有無（条例
第 9 条第 3 項第 4 号）及び当該目的外利用に係る本人通知の省略
の適否（条例第 9 条第 4 項）について

【健康福祉部生活支援第1課】

【健康福祉部保健所健康推進課】

- 2 上記 1 の個人情報をオンライン結合等により提供することの公
益上の必要の有無及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第 10
条第 1 項第 2 号）について

【健康福祉部生活支援第1課】



【諮問案件 1】

久留米市福祉事務所が行う医療扶助費適正化強化事業の業務委託について

- 1 生活保護受給者に係る診療報酬明細書及び被保護者マスターの情報並びに保健所健康推進課において実施した生活習慣病予防健康診査の結果を目的外利用することの公益上の必要の有無（条例第9条第3項第4号）及び当該目的外利用に係る本人通知の省略の適否（条例第9条第4項）について

【健康福祉部生活支援第1課】

【健康福祉部保健所健康推進課】

- 2 上記1の個人情報をオンライン結合等により提供することの公益上の必要の有無及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

【健康福祉部生活支援第1課】

○業務概要

本市では、生活保護法による医療扶助費が平成29年度において約60億円となり、平成18年度の医療扶助費約42億円と比べると約18億円の増加が見られる。この医療扶助費は生活保護費全体から見ても5割を超える状況にあり、医療扶助費の適正化対策が必要とされる状況である。

このような状況を改善するため、今年度、医療扶助の適正化対策として、生活習慣病の重症化が予想される被保護者に対し、保健師や看護師等といった専門職による指導を行うことにより、重症化を予防し、医療費の削減を目的とする健康管理支援と、頻回、重複等の不適切な受診をしている被保護者に対し、ケースワーカーによる適切な受診に向けた指導を強化する事業を外部委託により実施する予定としている。対象者を抽出するために、生活支援第1課が保有している生活保護受給者に係る診療報酬明細書（以下「レセプト」という。）、被保護者マスターデータ、健康推進課において保有している生活習慣病予防健康診査（以下「生活習慣病健診」という。）データを目的外利用し、併せて事業を委託する事業所へオンライン結合等を行う。

- 1 生活保護受給者に係る診療報酬明細書及び被保護者マスターの情報並びに保健所健康推進課において実施した生活習慣病予防健康診査の結果を目的外利用することの公益上の必要の有無（条例第9条第3項第4号）及び当該目的外利用に係る本人通知の省略の適否（条例第9条第4項）について

- (1) 目的外利用を行う情報の内容

レセプト

公費受給者番号、ケース番号、世帯員番号、保険種別、氏名、生年月日、性別、保険者コード、受診医療機関、決定点数、病名、診療実日数、診療開始日、診療内容 処方薬

生活習慣病健診データ

氏名、生年月日、性別、住民コード、受診医療機関、受診日、身長、体重、血圧、血糖値、中性脂肪、赤血球数、尿蛋白、ヘマトクリット、ヘモグロビン、コレステロール値、尿酸、尿潜血、クレアチニン、HbA1c、心電図所見、飲酒・食事・運動の習慣、既往歴

被保護者マスター

公費負担者番号、ケース番号、世帯員番号、住所、電話番号、郵便番号、氏名、生年月日、性別、続柄、保護開始・廃止年月日、国籍

(2) 公益上の必要性（条例第9条第3項第4号）

事業を実施するに当たり、指導を実施する対象者を抽出するためには、医療機関の受診回数や診療内容が確認できるレセプトの情報と生活習慣病健診データを突合し、分析する必要がある。また、事業の対象者は、現在生活保護を受給している者であるため、過去のレセプト及び生活習慣病健診データの中から、現在生活保護を受給している対象者を抽出するためには、被保護者マスターデータが必要となる。

なお、対象者を抽出するために、提供するレセプトの件数は、1か月当たり約12,000件、生活習慣病健診データの目的外利用を行う対象者は、約350人であり、そのための情報を本人から取得すること又はレセプト等の情報を目的外利用することについて、本人の同意を得ることは事実上不可能である。

被保護者の個人情報を利用できなければ、医療扶助費適正化強化事業は実施することができないから、本人の同意を得ることなく、レセプト等の個人情報を目的外利用することには、公益上の必要性がある。

(3) 本人通知を省略することの適否について（条例第9条第4項）

前述のとおり、通知を要する対象者の数が相当数あり、事務処理に、相当の負担が生じると考えられる。また、対象者に無用の混乱を生じさせる可能性があることから、本人通知を省略する。

2 上記1の個人情報をオンライン結合等により提供することの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

(1) オンライン結合等による情報の提供先

株式会社データホライゾン

(2) オンライン結合等の方法

情報の提供に当たっては、LWAN回線を利用したネットワーク経由でデータの送受信を行う予定である。しかしながら、データ送受信にあたり委託業者へのサービス利用登録で約1か月の時間を要し、事業の開始に遅れが生じ、年度内に事業を完了できない可能性があるため、登録を完了するまでの間は電磁的記録媒体（磁気ディスク又は

USBメモリ)に記録し、パスワード設定を行い、セキュリティ便によって送付する。

(3) 公益上の必要性について

今回、提供する個人情報の対象件数は、約 12,000 件/1 か月と相当な数であり、紙媒体等に出力して提供することは効率的でなく、また、当該情報を迅速かつ正確に処理し、効果的な分析作業を行うために、電子計算機器による処理が予定されていることから、オンライン結合等を行うことのほかに方法がない。

(4) 個人の権利利益を侵害するおそれがないことについて

委託業者とのデータの受け渡しは、LGWAN回線を経由し専用回線を通じて行われる。当該ネットワークは、地方公共団体と各種行政事務サービスを提供する事業者のみが専用回線で繋がる閉域ネットワークであるため、セキュリティの安全性は高いと考えられる。電磁的記録媒体による受け渡しについては、セキュリティ便によって送付される。委託業者は、個人情報保護と情報資産を適切に管理する認証資格を取得した実績があり、個人情報の適切な取扱いに努めていることから、情報漏えいの危険性は低い。

なお、本業務委託契約の内容において、委託業者の秘密の保持の義務等を明記し、業務の処理上知り得た個人情報について、第三者への漏えい、不当な目的による使用等を禁止していることから、久留米市が当該データの提供を行うことにより、個人の権利利益を侵害するおそれはないものとする。

(5) 提供する個人情報の内容

レセプト

公費受給者番号、ケース番号、世帯員番号、保険種別、氏名、生年月日、性別、保険者コード、受診医療機関、決定点数、病名、診療実日数、診療開始日、診療内容 処方薬

生活習慣病健診データ

氏名、生年月日、性別、住民コード、受診医療機関、受診日、身長、体重、血圧、血糖値、中性脂肪、赤血球数、尿蛋白、ヘマトクリット、ヘモグロビン、コレステロール値、尿酸、尿潜血、クレアチニン、HbA1c、心電図所見、飲酒・食事・運動の習慣、既往歴

被保護者マスター

公費負担者番号、ケース番号、世帯員番号、住所、電話番号、郵便番号、氏名、生年月日、性別、続柄、保護開始・廃止年月日、国籍

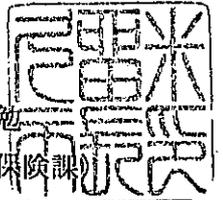
5 実施時期（個人情報利用期間）

平成 30 年 7 月から

30 健保第 1263 号
平成 30 年 6 月 29 日

久留米市情報公開・個人情報保護審議会 宛て

久留米市長 大久保 勉
(健康福祉部 健康保険課)
(健康福祉部 健康推進課)
(健康福祉部 介護保険課)



諮 問 書

久留米市個人情報保護条例第 24 条の規定により、下記のことについて貴審議会の意見を求めます。

記

1 国保データベース (KDB) システム内の「個人の健康に関する情報」を県に外部提供することの公益上の必要の有無 (条例第 9 条第 3 項第 4 号) 及び当該外部提供に際して本人通知を省略することの適否 (条例第 9 条第 4 項) について

【健康福祉部健康保険課】

【健康福祉部保健所健康推進課】

【健康福祉部介護保険課】

2 国保データベース (KDB) システム内の「個人の健康に関する情報」を県に外部提供するに際し、システム上で閲覧を可能とするため、オンライン結合等を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無 (条例第 10 条第 1 項第 2 号) について

【健康福祉部健康保険課】



【諮問案件 2】

1 国保データベース (KDB) システム内の「個人の健康に関する情報」を県に外部提供することの公益上の必要の有無 (条例第 9 条第 3 項第 4 号) 及び当該外部提供に際して本人通知を省略することの適否 (条例第 9 条第 4 項) について

【健康福祉部健康保険課】

【健康福祉部保健所健康推進課】

【健康福祉部介護保険課】

2 国保データベース (KDB) システム内の「個人の健康に関する情報」を県に外部提供するに際し、システム上で閲覧を可能とするため、オンライン結合等を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無 (条例第 10 条第 1 項第 2 号) について

【健康福祉部健康保険課】

○業務概要

本市では、被保険者の健康状態を総合的かつ詳細に把握し、地域の健康問題や疾病別医療費を分析したうえで被保険者の特性に応じた効果的な保健事業の展開及び事業評価に活用するため、国保データベース (KDB) システム (※1) の運用を、福岡県国民健康保険団体連合会 (以下「国保連合会」という。) への委託によって実施している。

平成 27 年 5 月に成立した「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」により、平成 30 年度から県は、市町村とともに国民健康保険の保険者となり、被保険者の健康増進と医療費の適正化を図りながら、国保事業の安定的な運営を行っていくことになっている。

今回、県が管内市町村の保健事業の推進に必要な助言及び支援を行うために、国保データベース (KDB) システム上の被保険者の「個人の健康に関する情報」(※2) について、閲覧を可能とするため、当該個人の健康に関する情報を外部提供し、及び本人通知を省略すること並びにオンライン結合等を行うことについて、諮問するものである。

※1 国保データベース (KDB) システム

公益社団法人国民健康保険中央会が開発したシステム。国保連合会を通じて、国保総合システム、後期高齢者医療請求支払システム、特定健診等データ管理システム、介護保険審査支払システムのデータを統計分析資料として突合・加工し、保健事業の基礎資料として保険者に提供している。現在、県は個人情報を含んでいない分析・統計部分の情報しか閲覧できない。

※2 「個人の健康に関する情報」

国保データベース (KDB) システム上で閲覧することができる情報のうち、診療報酬明細書、特定健診等記録、介護給付費明細書等を突合し、被保険者ごとに統合した情報のこと。

1 国保データベース (KDB) システム内の「個人の健康に関する情報」を県に外部提供す

ることの公益上の必要の有無（条例第9条第3項第4号）及び当該外部提供に際して本人通知を省略することの適否（条例第9条第4項）について

(1) 外部提供を行う情報の内容

- ・被保険者（住所（町名まで）、生年月日、性別）の情報
- ・国民健康保険・後期高齢者医療制度における診療報酬明細書の情報
- ・特定健康診査、特定保健指導に関する記録
- ・介護給付費明細書の情報

(2) 公益上の必要性（条例第9条第3項第4号）

平成27年5月に成立した「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」により、平成30年度から県は、市町村とともに国民健康保険の保険者となり、被保険者の健康増進と医療費の適正化を図りながら、国保事業の安定的な運営を行っていくことになっている。国保データベース（KDB）システム内の「個人の健康に関する情報」を活用することで、県内の被保険者の健康状態などの情報を総合的かつ詳細に把握することができ、市町村間や校区単位での比較分析や地域の特性に合った助言及び事業支援を行うことが可能となり、久留米市の効果的な保健事業の展開に繋がると考えられる。

また、被保険者数は、7万人ほどであり、本人から同意を得ることは、相当な時間と労力を必要とすることとなる。

(3) 本人通知を省略することの適否について（条例第9条第4項）

前述のとおり、通知を要する対象者の数が相当数あり、事務処理に、相当の負担が生じると考えられる。また、対象者に無用の混乱を生じさせる可能性があることから、本人通知を省略する。

2 国保データベース（KDB）システム内の「個人の健康に関する情報」を県に外部提供するに際し、システム上で閲覧を可能とするため、オンライン結合等を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

(1) 公益上の必要性について

県が、管内市町村の保健事業の推進のために随時適切な助言を行うためには、「個人の健康に関する情報」をシステム上で閲覧する必要がある。

また、前述のとおり、被保険者数は、7万人ほどと多数であることから、システムから必要とする情報を打ち出し、紙媒体で県に情報提供を行うことは現実的でない。

上記のような理由から、オンライン結合等を行うことは、公益上の必要性がある。

(2) 個人の権利利益を侵害するおそれがないことについて

国保データベース（KDB）システムは、保険者と国保連合会を繋ぐ専用回線によって接

続され、個人を特定できる情報は、暗号化したうえでやりとりされるため、情報漏えい等の危険性は低い。

なお、県は、「福岡県個人情報保護条例」を定め、個人情報の適切な取扱いの確保に努めていることから、県が国保データベース（KDB）システムを通じて、「個人の健康に関する情報」を閲覧することにより、個人の権利利益を侵害するおそれはないと考える。

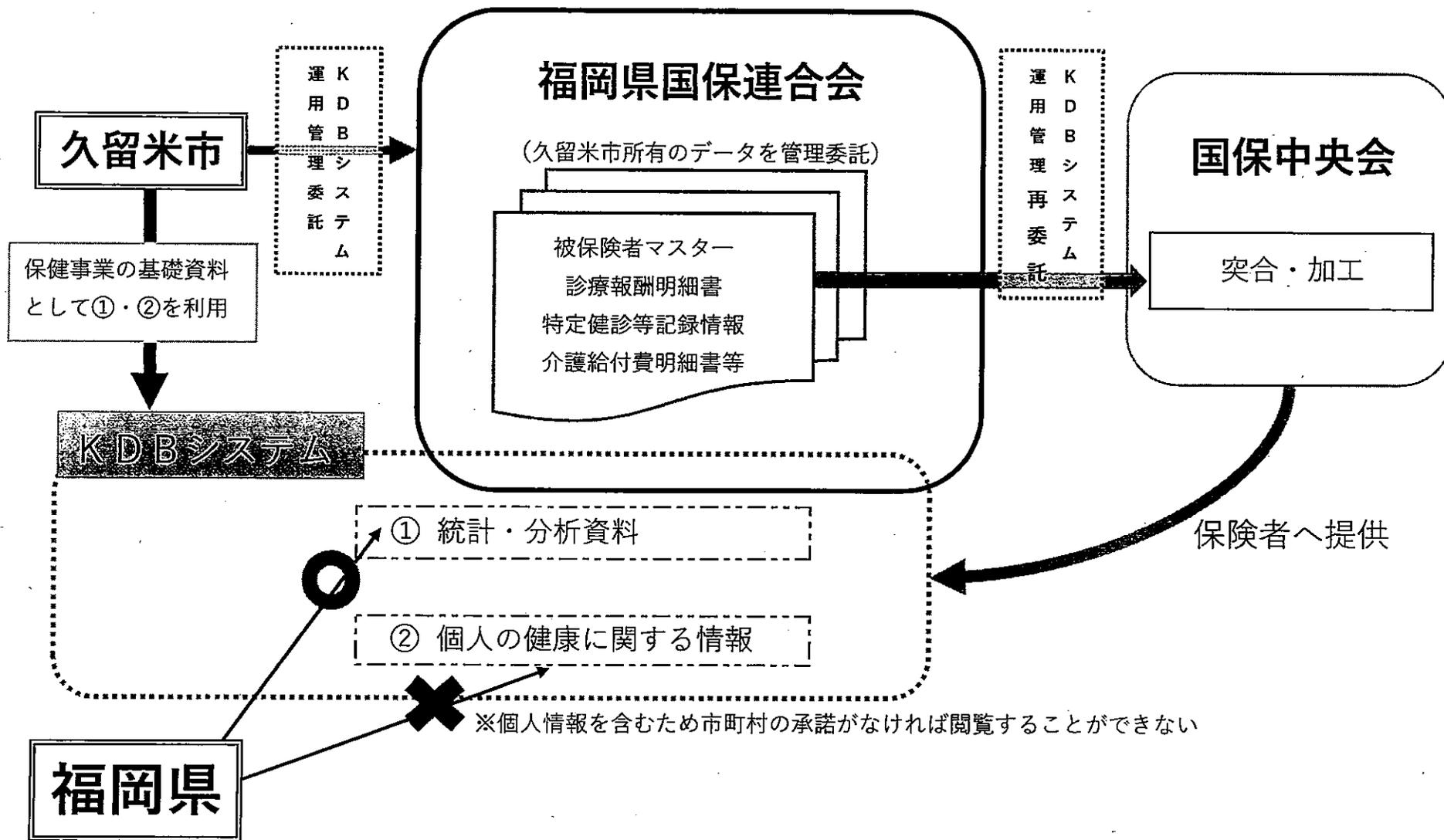
(3) 提供する個人情報の内容

- ・被保険者（住所（町名まで）、生年月日、性別）の情報
- ・国民健康保険・後期高齢者医療制度における診療報酬明細書の情報
- ・特定健康診査、特定保健指導に関する記録
- ・介護給付費明細書の情報

(4) 実施時期

答申年月日より（情報公開・個人情報保護審議会の答申受領後、本市が県へ承諾書を提出）

国保データベース（KDB）システム 相関図



30医保第305号
平成30年5月8日

各市町村長 殿
(国民健康保険主管課)

福岡県保健医療介護部医療保険課長
(事業支援係)



国保データベース (KDB) システムの「個人の健康に関する情報」
の活用について (照会)

平素より国民健康保険の円滑な運営に御尽力いただき心から感謝申し上げます。

さて、ご承知のとおり平成30年度から国保改革により、都道府県は国保の財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営の中心的な役割を担うこととされました。

本県では、昨年12月に策定した「福岡県国民健康保険運営方針」に基づき、今年度からレセプト等の個人情報を含め市町村の医療費情報を詳細に分析し、市町村に必要な助言及び支援を行う「KDB等を活用した調査・分析結果の提供等による市町村保健事業への支援 (別紙参照)」に関する事業を実施したいと考えております。

当事業の実施に当たっては、国保データベース (KDB) システムの「個人の健康に関するデータ」の活用が不可欠であり、貴市町村の承諾が必要となります。つきましては、御承諾くださるようお願いいたします。なお、国民健康保険主管課と後期高齢者医療担当課及び介護保険担当課が異なる場合は、後期高齢者医療担当課及び介護保険担当課とも協議の上、御回答いただきますようお願いいたします。

御回答につきましては、5月18日 (金) までに別添の文例を御参照のうえ、下記担当宛て送付願います。



担当：福岡県 保健医療介護部
医療保険課 事業支援係 荒木
TEL：092-643-3300
FAX：092-643-3303
MAIL：hokenshinsa@pref.fukuoka.lg.jp

(別紙)

KDB等を活用した調査・分析結果の提供等による市町村保健事業
への支援に関する事業

1 事業目的

国保データベース(KDB)システム等を活用し、管内市町村の保健事業の
推進に必要な助言及び支援を実施する体制を構築する。

2 業務の内容

国保データベース(KDB)システムにおいて活用可能なデータを詳細に分
析し、市町村に必要な助言及び支援を実施する。

3 活用するデータ

以下①～④のシステムから抽出されるデータ

- ①国保総合システム(40歳～74歳)
- ②後期高齢者医療請求支払システム
- ③特定健診等データ管理システム
- ④介護保険審査支払システム

4 活用期間

承諾年月日～平成31年3月31日

※なお、貴市(町・村)からの申し出がない場合、毎年更新するものとしま
す。

5 その他

提供を受けた個人情報については、福岡県個人情報保護条例の規定に基づ
き、厳正に管理を行い、この目的以外には利用しないものとします。

(回答文例)

文 書 番 号
平 成 年 月 日

福岡県保健医療介護部医療保険課長 殿

〇〇市(町・村)長

国保データベース(KDB)システムの「個人の健康に関する情報」
の活用について(回答)

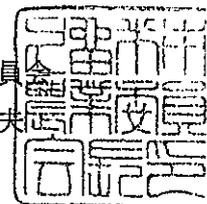
平成30年5月8日付30医保第305号で照会のあった事業の実施について
は承諾します。

<担当>
(部署名)
(氏名)
(電話番号)

30農委第314号
平成30年 6月27日

久留米市情報公開・個人情報保護審議会 宛て

久留米市農業委員会
会長 笠 幸夫



諮 問 書

久留米市個人情報保護条例第24条の規定により、下記のことについて貴審議会の意見を求めます。

記

筑後川土地改良区からの求めに応じた農地情報等の提供について

- 1 農地所有者および農地に設定された賃借権等の権利者の生年月日情報を外部提供することの公益上の必要の有無（条例第9条第3項第4項）及び当該外部提供に係る本人通知の省略の適否（条例第9条第4項）について
- 2 農地法施行規則に定められた筑後川土地改良区からの求めに対し、農業委員会が提供を義務付けられた農地台帳上の情報及び上記1に係る情報をオンライン結合等（磁気記録媒体）により提供することの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について



【諮問案件】

筑後川土地改良区からの求めに応じた農地情報等の提供について

- 1 農地所有者及び農地に設定された賃借権等の権利者の生年月日情報を外部提供することの公益上の必要の有無（条例第9条第3項第4号）及び当該外部提供に係る本人通知の省略の適否（条例第9条第4項）について
- 2 農地法施行規則に定められた筑後川土地改良区からの求めに対し、農業委員会が提供を義務付けられた農地台帳上の情報及び上記1に係る情報をオンライン結合等（磁気記録媒体）により提供することの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

【農業委員会事務局】

業務の概要

農業委員会は、農地法により農地台帳を作成することとされており、久留米市農業委員会ではFIT農地台帳システムを用い、約9万7千筆の農地情報及び付随する所有者耕作者情報を保有、管理している。その主な記録事項としては農地の所在、地番、地目、面積、所有者氏名、住所等である。

情報提供を行う土地改良区とは、土地改良法第3条及び第5条の規定に基づき、公共投資による社会資本の形成である土地改良事業を行政に代わり実施するため、農業者の発意により都道府県知事の認可によって設立された組織（公共団体）であり、久留米市を管轄に含む土地改良区としては、筑後川土地改良区、大石堰土地改良区等31区が存在している。その中の一つである筑後川土地改良区は筑後川下流右左岸をその管轄区域とし農業用かんがい排水施設の維持管理等を行っており、平成29年度より国営筑後川下流福岡土地改良事業も担っている。

今回、筑後川土地改良区より、土地改良法第118条第6項及び農地法施行規則第103条第2項の規定に基づき、久留米市農業委員会に対し、組合員資格を正確に把握するため農地台帳に記録される事項の情報提供が求められており、これに応ずる義務がある。提供に当たり法定外の個人情報をあわせて外部提供し、また、磁気媒体によるオンライン結合等を行うもの。

1 農地所有者及び農地に設定された賃借権等の権利者の生年月日情報を外部提供することの公益上の必要の有無（条例第9条第3項第4号）及び当該外部提供に係る本人通知の省略の適否（条例第9条第4項）について

（1）提供する個人情報等の内容

・ 個人情報の項目 所有者・賃借人等の生年月日（別表1）

・ 対象区域

津福今町、津福本町、荒木町区域、津福町区域、安武町区域、大善寺町区域、城島町区域、三瀨町区域内

・ 対象筆数 約30,000筆

・ 対象者数 約7,800人

（2）公益上の必要性について（条例第9条第3項第4号）

土地改良区はその事業を通じ、農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選

択的拡大及び、農業構造の改善に資することを目的としているが、事業の実現においては、土地改良区が組合員資格の得喪を正確に把握することが必要不可欠である。法令上、所有者等の氏名・住所は提供することができるかとされているが、組合員資格の正確な把握には、生年月日を加えての提供が必要である。

(3) 本人通知を省略することの適否について (条例第9条第4項)

通知を要する対象者数が大量であり、事務処理に相当の負担が生じると考えられることから、本人通知を省略する。

2 農地法施行規則に定められた筑後川土地改良区からの求めに対し、農業委員会が提供を義務付けられた農地台帳上の情報および上記1にかかる情報をオンライン結合等(磁気記録媒体)により提供することの公益上の必要性(条例第10条第1項第2号)等について

(1) 公益上の必要性について (条例第10条第1項第2号)

関係農地の筆数が多く、紙による情報提供では、筑後川土地改良区のシステムに入力する際に間違いが発生する可能性があるため、磁気媒体による情報提供が必要となる。

(2) 個人の権利利益を侵害するおそれについて (条例第10条第1項第2号)

情報提供に関しては、パスワードを設定したエクセルデータをCD-Rに記録し、筑後川土地改良区事務所に委員会職員が持参し情報提供を行う。

また、情報提供について筑後川土地改良区と協定を締結し、農地法施行規則第103条第3項の規程に基づき次の条件を付する。

(1) 個人情報を取り扱う上での秘密の保持

(2) 個人情報の複写及び複製の禁止 等

上記のように、個人情報の取扱いについて慎重をきしており、当該オンライン結合等が個人の権利利益を侵害するおそれはない。

■農地法

(農地台帳の作成)

第五十二条の二 農業委員会は、その所掌事務を的確に行うため、前条の規定による農地に関する情報の整理の一環として、一筆の農地ごとに次に掲げる事項を記録した農地台帳を作成するものとする。

- 一 その農地の所有者の氏名又は名称及び住所
- 二 その農地の所在、地番、地目及び面積
- 三 その農地に地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権又はその他の使用及び収益を目的とする権利が設定されている場合にあっては、これらの権利の種類及び存続期間並びにこれらの権利を有する者の氏名又は名称及び住所並びに借賃等(第四十三条第二項において読み替えて準用する第三十九条第一項の裁定において定められた補償金を含む。)の額
- 四 その他農林水産省令で定める事項

■農地法施行規則

(農地台帳の記録事項)

第一百条 法第五十二条の二第一項第四号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 その農地の耕作者の氏名又は名称及びその者の整理番号
- 二 その農地に使用貸借による権利、賃借権又はその他の使用及び収益を目的とする権利が設定されている場合にあっては、当該権利が次のいずれに該当するかの別
 - イ 法第三条第一項の許可を受けて設定又は移転されたもの
 - ロ 農業経営基盤強化促進法第十九条の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めるところによつて設定又は移転されたもの
 - ハ 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第三条第三項の承認に係る特定農地貸付けによつて設定又は移転されたもの
 - ニ イからハまでに掲げるもの以外のもの
- 三 ~ 六 略
- 七 その農地について農地中間管理機構が農地中間管理権を有する場合には、その旨及び当該農地についての賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転の状況

(農地台帳に記録された事項の提供)

第一百三條 農業委員会は、農地中間管理機構に対し、その求めに応じ、農地台帳に記録された事項を提供するものとする。

- 2 農業委員会は、土地改良区に対し、その求めに応じ、農地台帳に記録された事項のうち、法第五十二条の二第一項第一号、第二号及び第三号に掲げる事項並びに第一百条第一号、第二号及び第七号に掲げる事項に該当するものを提供するものとする。
- 3 農業委員会は、前二項の規定により農地台帳に記録された事項を提供する場合には、当該事項の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該事項の適切な管理のために必要な条件を付するものとする。

■土地改良法

(土地改良事業に参加する資格)

第三条 土地改良事業に参加する資格を有する者は、その事業の施行に係る地域内にある土地についての次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 農用地であつて所有権に基づき耕作又は養畜の業務の目的に供されるものについては、その所有者
- 二 農用地であつて所有権以外の権原に基づき耕作又は養畜の業務の目的に供されるものについては、政令の定めるところにより、農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。）に対しその所有者から当該土地改良事業に参加すべき旨の申出があり、かつ、その申出が相当であつて農業委員会がこれを承認した場合にあつては、その所有者、その他の場合にあつては、その農用地につき当該権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者
- 三 農用地以外の土地であつて所有権に基づき使用及び収益の目的に供されるものについては、その所有者
- 四 農用地以外の土地であつて所有権以外の権原に基づき使用及び収益の目的に供されるものについては、その権原に基づき使用及び収益をする者が、政令の定めるところにより、その所有者の同意を得て農業委員会に対し当該土地改良事業に参加すべき旨を申し出た場合にあつては、その者、その他の場合にあつては、その所有者

2～8 略

(設立準備)

第五条 第三条に規定する資格を有する十五人以上の者は、その資格に係る土地を含む一定の地域を定め、その地域に係る土地改良事業（第二条第二項第六号に掲げるものを除く。以下第十五条の規定を除き、この章において同じ。）の施行を目的として、都道府県知事の認可を受け、その地域について土地改良区を設立することができる。この場合において、二以上の土地改良事業の施行を目的として一の土地改良区を設立することができるのは、これらの事業相互間に相当の関連性がある場合に限るものとし、その場合における当該一定の地域は、その各土地改良事業の施行に係る地域のすべてを合わせた地域とする。

(測量、検査又は簿書の閲覧等の手続)

第百十八条 次に掲げる者は、土地改良事業に関し土地等の調査をするため必要がある場合には、あらかじめ土地の占有者に通知して、その必要の限度内において、他人の土地に立ち入つて測量し、又は検査することができる。

- 一 国、都道府県又は市町村の職員
- 二 土地改良区又は連合会の役職員
- 三 農業委員会の委員又は農業委員会の事務に従事する者
- 四 第九十五条第一項の規定により土地改良事業を行う第三条に規定する資格を有する者又は同項若しくは第百条第一項の規定により土地改良事業を行う農業協同組合、農業協同組合連合会、農地利用集積円滑化団体若しくは農地中間管理機構の役職員
- 五 第五条第一項、第九十五条第一項若しくは第百条第一項の認可の申請又は第八十五

- 条第一項若しくは第八十五条の四第一項の規定による申請をしようとする者
- 2 前項第四号又は第五号の者が同項の行為をするには、あらかじめ当該土地の所在地の市町村長の許可を受けなければならない。
 - 3 第一項の規定による通知をすることができないか、又は困難である場合には、農林水産省令の定めるところにより、公告をもつて通知に代えることができる。
 - 4 第一項の場合には、同項第一号から第三号までの者はその身分を示す証票を、同項第四号又は第五号の者は第二項の許可を受けたことを証する書面を携帯し、当該土地の占有者の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。
 - 5 第一項の場合には、同項第一号の国、都道府県若しくは市町村、同項第二号の土地改良区若しくは連合会、同項第三号の農業委員会、同項第四号の土地改良事業を行う第三条に規定する資格を有する者、農業協同組合、農業協同組合連合会、農地利用集積円滑化団体若しくは農地中間管理機構又は同項第五号の者は、同項に掲げる行為によつて通常生ずべき損失を補償しなければならない。
 - 6 第一項各号に掲げる者は、当該事業に係るのある土地を管轄する登記所、漁業免許に関する登録の所管庁又は市町村の事務所につき、無償でその事業に関し必要な簿書の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは登記事項証明書の交付を求めることができる。

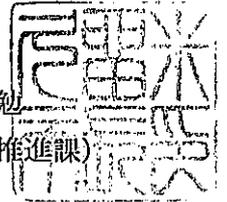
別表 1. 土地改良区から求められている事項と農地法施行規則との関連性

項目名	農地法施行規則による提供義務		外部提供
	第 103 条第 2 項	第 101 条	
所有者の氏名・名称	○		
所有者の住所	○		
所有者の生年月日			○
農地の所在、地番、地目及び面積	○		
賃借権等の種類・存続期間・借賃等の額	○		
賃借人等の氏名・名称	○		
賃借人等の住所	○		
賃借人等の生年月日			○
耕作者の氏名・名称・整理番号		○	
賃借権等の根拠が農地法第 3 条第 1 項等いずれのものであるか		○	
農地中間管理機構が借りている農地かどうか		○	

30み第303号
平成30年6月28日

久留米市情報公開・個人情報保護審議会 宛て

久留米市長 大久保 勉
(農政部みどりの里づくり推進課)



諮 問 書

久留米市個人情報保護条例第24条の規定により、下記のことについて貴審議会の意見を求めます。

記

平成28年5月20日に公布された森林法の一部改正により、平成31年4月1日から林地台帳及び地図の公表が義務付けられたことに伴い、台帳を整備する必要が生じた。

台帳のシステム化に当たり、開発を委託する事業者に個人情報を処理させる必要があり、オンライン結合の開始について意見を求めるもの。



【諮問案件】

林地台帳のシステム化に当たり、開発を委託する事業者に個人情報オンライン結合等により処理させることの公益上の必要性（条例第10条第1項第2号）等について

【農政部みどりの里づくり推進課】

○業務概要

近年、森林所有者の世代交代や木材価格の低迷等による森林経営意欲の低下等により、森林所有者の所在が不明な森林や林地の境界が不明確な森林が増加してきており、円滑な森林整備の推進に支障をきたしている。

こうした状況を踏まえ、平成28年5月20日に公布された森林法の一部改正により、平成31年4月1日から林地台帳及び地図の公表が義務付けられたことに伴い、台帳を整備する必要が生じた。

現在、福岡県が作成する地域森林計画に付随する森林地理情報システムを活用しているが、更新が5年毎であるため所有者情報に誤りがあることが多々あった。

林地台帳の整備方法として、国はガイドラインで ①紙での運用 ②GIS（地理情報システム。以下「GIS」という。）での運用を示しており、久留米市では福岡県が推奨する②を採用することとした。

システム構築及び運用開始後の保守管理に当たり、開発を委託する事業者に個人情報を処理（台帳情報として登録・更新）させる必要があり、オンライン結合を行うことについて諮問を行うものである。

○公益上の必要性について（条例第10条第1項第2号）

システム構築に際して、現在活用している福岡県の森林地理情報システムの情報をもとに林地台帳・林地地図を登録する作業を想定している。台帳情報約8000筆分を紙で事業者へ提供した場合、登録に多大な時間と労力を要し、入力誤りが多く発生する可能性がある。

システム運用開始後は、保守管理として課税台帳に記載された登記情報を基に林地台帳情報の更新を行うこととなる。所有者の氏名・住所の情報を含む課税台帳に記載された登記情報を紙でやり取りする場合も、作業に多大な時間と労力を要する。

したがって、林地台帳管理システムの導入及び保守管理にあたってはオンライン結合等を行うことが必要となる。

○個人の権利利益を侵害するおそれについて（条例第10条第1項第2号）

データ受け渡しの方法については、電子記録媒体にデータを格納し、パスワード設定を行い、事前に受渡日時を決めて渡す。また、受け渡す際は、相手の氏名や身分を確認し、受領書に署名と押印してもらう。

なお、開発を委託する事業者に個人情報を処理させることについては、委託契約書の内容に個人情報を取り扱う上での秘密保持並びに個人情報の複写及び複製の禁止等を明記し、情報を保護するために必要な措置を行う。

よって、オンライン結合等による情報の処理をさせることにより、個人の権利利益を侵害するおそれはないものとする。

○オンライン結合等により受け渡しする個人情報の内容

- ・個人情報の項目 所有者の氏名及び住所
- ・その他の項目 森林の地番、地目、面積

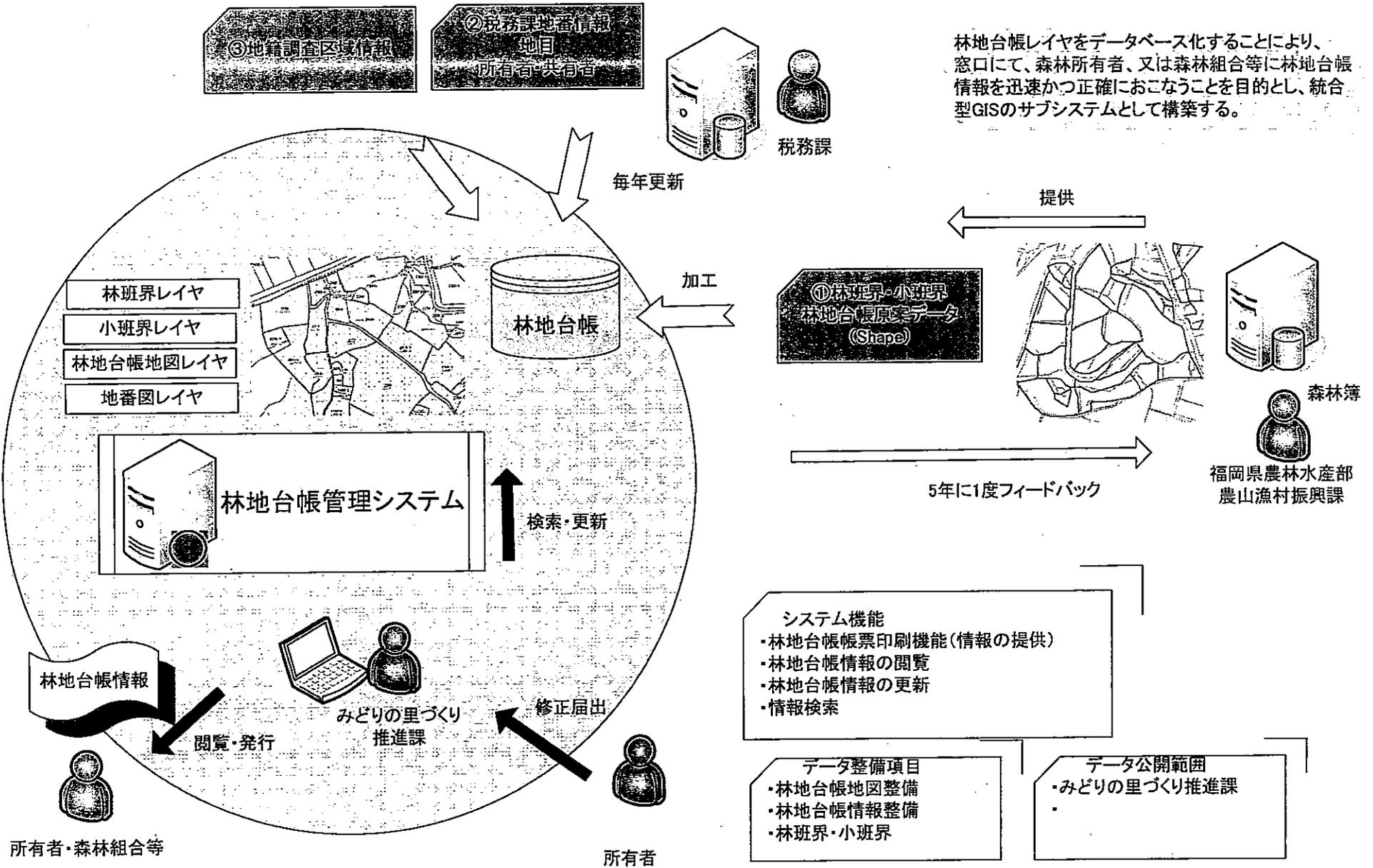
○データの出力方法

CSV形式

○実施時期（個人情報利用期間）

平成30年8月上旬以降

統合型GISサブシステム 林地台帳管理システム（みどりの里づくり推進課）



第2章 林地台帳及び地図の整備

2-1 林地台帳制度において整備すべきもの

概要

・林地台帳制度において法的な整備義務があるものは、次の2点。

- ①林地台帳
- ②林地台帳地図

・制度を適正かつ円滑に運用するため、GIS等何らかの業務支援ツールの整備をすることが望ましい。

林地台帳制度において、市町村は「林地台帳」と「林地台帳地図」（以下「地図」）を整備する必要があります。ただし、地図は林地台帳に記載した地番を図面上に表示するものであることから、不整合や更新漏れが発生しないようGISを活用して一体的に整備を進めることが望ましいと言えます。

また、林地台帳及び地図は整備完了後も継続的な業務として、更新や公表（閲覧対応）事務が発生することからGISや専用プログラムを活用した業務支援ツールの整備についても併せて検討しておくべきです。

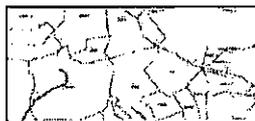
地域森林計画対象民有林を有する市町村は一律に林地台帳と地図の整備が必要ですが、森林面積や地籍調査の進捗、既存資料（地番図、GIS等）の整備状況や利用可否等により整備に係る手間や運用に向けた環境構築のレベルに大きく差が出ます。林地台帳制度において整備すべきものの内容や規模感、難易を正確に把握し、平成31年4月1日までに確実に運用を開始できるよう計画的に林地台帳と地図、必要に応じて業務支援ツールの整備を行ってください。

必ず整備するもの

林地台帳

所在地		登記簿記載事項				登記簿記載事項以外				登記簿記載事項以外				登記簿記載事項以外		登記簿記載事項以外	
市町村	林地台帳	地番	面積	用途	所有者	取得年月	取得方法	取得価格	取得場所	取得時期	取得価格	取得場所	取得時期	取得価格	取得場所	取得時期	
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	

林地台帳地図



必要に応じて整備するもの

業務支援ツール



- ・林地台帳及び地図閲覧用端末（PC）
- ・GIS
- ・林地台帳管理プログラム 等

図 2-1-1

2-2 林地台帳の概要

概要

・法で定めのある林地台帳記載事項は、次のとおり。

整備単位 | 一筆の森林の土地ごと

記載事項 | 森林の土地の所有者氏名（名称）、住所

所在、地番、地目、面積

境界に関する測量の実施状況

その他省令で定める事項

・省令で定めのある事項は次のとおり。

記載事項 | 森林の土地を含む小流域（林班）

森林の土地が森林経営計画対象の森林である場合は、計画を認定した者
 公益的機能別施業森林等の区域内における施業の方法

林地台帳に記載する事項は森林法第 191 条の 4 と森林法施行規則第 104 条の 2 に規定されており、一筆の森林の土地ごとに所有者氏名（名称）・住所、地番、地目、面積等を整備することとされています。規定事項を表形式にまとめると下図のようなイメージとなります。

なお、記載事項の情報源については特段の定めがありませんので、法務局の情報や市町村保有の既存情報等を基に林地台帳を整備します。ただし、林地台帳は一部の事項を除き公表する必要があるため、整備に利用した情報源と時点については正確に整理しておくべきです。

所有者の氏名		所在地の地番		所在地の地目		その他の事項					
氏名	住所	地番	地目	面積	境界	小流域 (林班)	森林経営計画を 認定した者	公益的機能別施業森林 等における施業の方法			
記(務)局 福岡県●●市大字●●	●●-●●	山林	1,369	●●	●●	福岡県●●市大字●●	酒 / 未酒	酒 / 一部 / 未酒	●●	農林水産大臣 / 福岡県知事 / ●●市町村長	福岡県長 / 農林 / ●●

図 2-2-1

なお、法令に基づき義務として整備すべき林地台帳の事項は上図のとおりですが、林地台帳の整備の目的から、これ以外に林務行政に有用な情報を台帳に記載することも検討の余地があります。

しかし、こうした情報を記載する場合は、それぞれの情報の、基づく制度や更新時期などが異なることから、情報が増えるほどその管理及び更新が煩雑になる点も考慮し、市町村林務行政としてどの情報を林地台帳として整備しておくべきなのかを、しっかり検討しておく必要があります。

2-3 林地台帳地図の概要

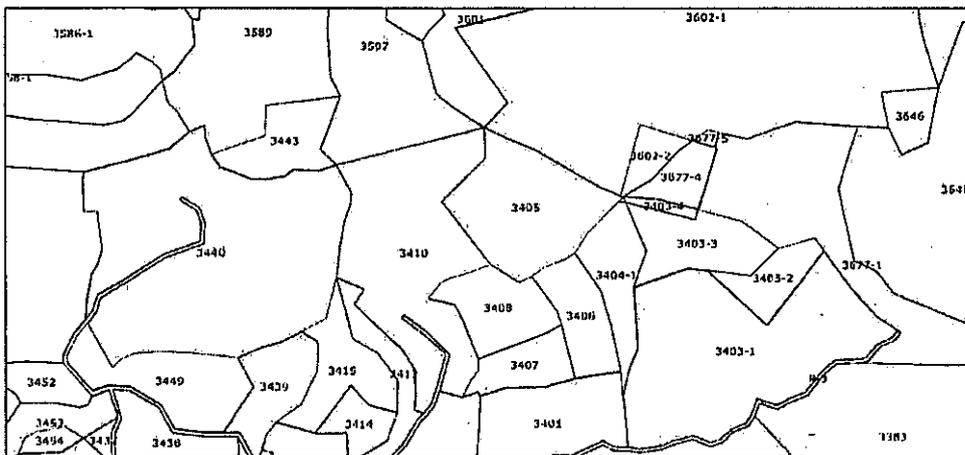
概要

- ・市町村は、森林の土地に関する情報活用の促進のため、森林の土地に関する地図（林地台帳地図）を作成。
- ・林地台帳地図は林地台帳に記載した地番を図面上に表示するもの。

林地台帳地図は林地台帳に記載した地番を図面上に表示するもので、いわば森林区域における地番図です。

林地台帳地図に表示すべき事項は、地番と筆界ですが、地籍調査未完了箇所や筆界未定地については、必ずしも境界を表示する必要はありません。その場合は、地番のみを地図上の大まかな位置に表示することで地図を作成します。

筆界と地番を明示（地籍調査が完了している場合）



大字界と地番のみ明示（地籍調査が未完了の場合）

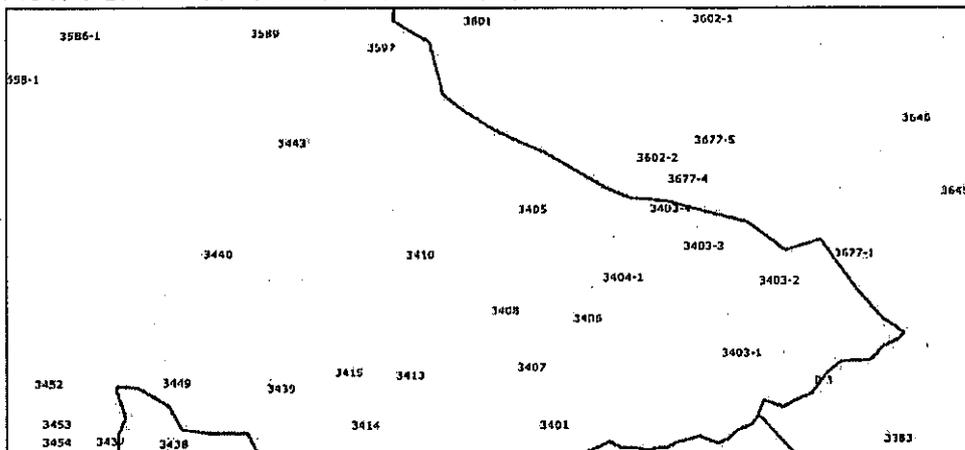


図 2-3-1

<標準フローAの場合>

おすすめ!

A-1：市町村統合型 GIS に林地台帳の情報を搭載し、統合型 GIS で運用

本県内の多くの市町村には、土地の所有者の情報等と連動した統合型 GIS が整備されています。

この統合型 GIS に、県の実データから森林区域の情報を搭載し、林地台帳のフォームと地図レイヤを連動させて林地台帳及び地図とする方法が考えられます。

この場合、GIS の特性を活かして、森林区域や森林の情報は県の実データから、地番及び所有者情報は市町村の情報から、というように、常に情報が最新の林地台帳を作成することができます。併せて、地図についても、GIS 上で必要な箇所を必要な縮尺で表示することができるため、運用上の利便性も格段に高いものとなります。

台帳及び地図を紙ベースで備え付けておく場合は、森林区域内全ての地番の台帳と、5000 分の 1 程度の地番図について用意しておくこととなりますので、情報更新した都度ごとの印刷の手間や経費、保存の場所の確保などが課題となると思われます。こうした面から考えても、GIS 上で運用する合理性は明らかです。

また、統合型 GIS 上で、台帳及び地図のフォームを閲覧の都度にインターセクト処理（ポリゴンの重なり部分を抽出する処理）する構成としておけば、地番図及び所有者情報については、統合型 GIS が更新すれば林地台帳の情報も更新されることとなり、情報の鮮度も保たれ、作業も効率的です。大幅な改修としては、5 年に一度、県の地域森林計画が見直される際に、森林区域を変更する場合ですが、これも整備を行う際に、統合型 GIS に「森林区域レイヤ」などとして設定しておけば、変更の際もさほど費用も時間もかかりません。

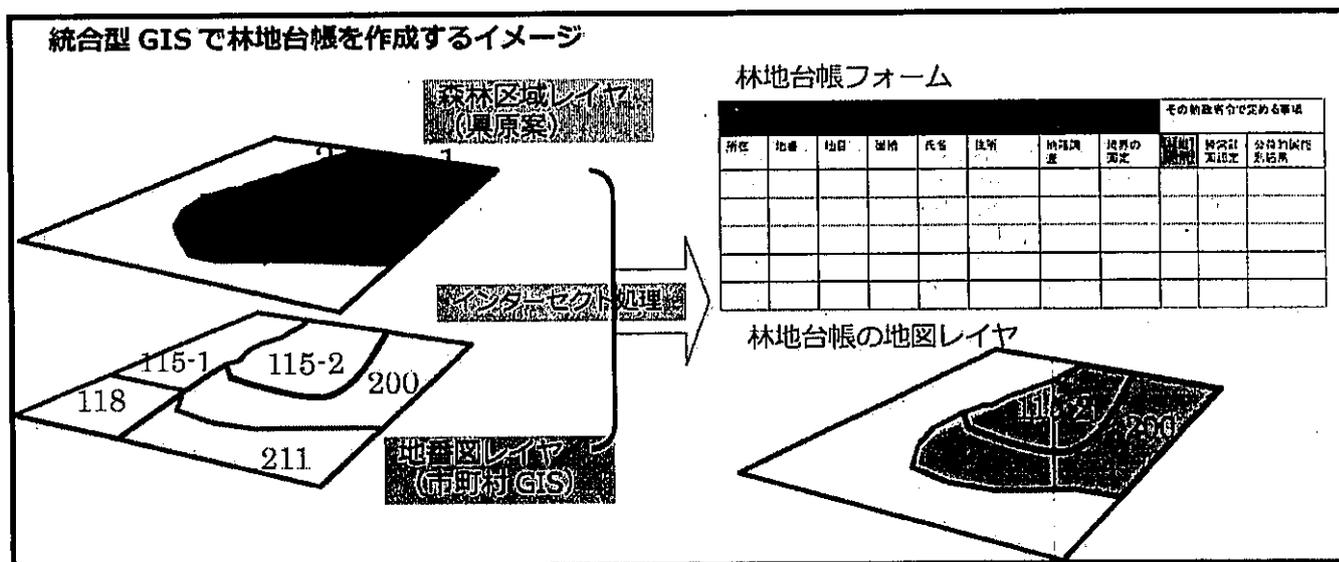


図 2-5-1

第6章 参考資料

6-1 関係法令

【森林法】

（森林の土地の所有者となつた旨の届出等）

第十条の七の二 地域森林計画の対象となつている民有林について、新たに当該森林の土地の所有者となつた者は、農林水産省令で定める手続に従い、市町村の長にその旨を届け出なければならない。ただし、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第二十三条第一項の規定による届出をしたときは、この限りでない。

2 市町村の長は、前項本文の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る民有林が第二十五条若しくは第二十五条の二の規定により指定された保安林又は第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林であるときは、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に当該届出の内容を通知しなければならない。

（農林水産大臣等の援助）

第百九十一条 農林水産大臣及び都道府県知事は、全国森林計画及び地域森林計画の達成並びに市町村森林整備計画及び森林経営計画の作成及びこれらの達成のために必要な助言、指導、資金の融通のあつせんそのほかの援助を行うように努めるものとする。

（森林所有者等に関する情報の利用等）

第百九十一条の二 都道府県知事及び市町村の長は、この法律の施行に必要な限度で、その保有する森林所有者等の氏名そのほかの森林所有者等に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 都道府県知事及び市町村の長は、この法律の施行のため必要があるときは、関係する地方公共団体の長そのほかの者に対して、森林所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(林地台帳の作成)

第百九十一条の四 市町村は、その所掌事務を的確に行うため、一筆の森林（地域森林計画の対象となっている民有林に限る。以下この条から第百九十一条の六までにおいて同じ。）の土地ごとに次に掲げる事項を記載した林地台帳を作成するものとする。

- 一 その森林の土地の所有者の氏名又は名称及び住所
 - 二 その森林の土地の所在、地番、地目及び面積
 - 三 その森林の土地の境界に関する測量の実施状況
 - 四 そのほか農林水産省令で定める事項
- 2 林地台帳の記載又は記載の修正若しくは抹消は、この法律の規定による申請、届出そのほかの手続により得られた情報に基づいて行うものとし、市町村は、林地台帳の正確な記載を確保するよう努めるものとする。
- 3 前二項に規定するもののほか、林地台帳に関し必要な事項は、政令で定める。

(林地台帳及び森林の土地に関する地図の公表)

第百九十一条の五 市町村は、森林の土地に関する情報の活用を促進を図るため、林地台帳に記載された事項（公表することにより個人の権利利益を害するものその他の公表することが適当でないものとして農林水産省令で定めるものを除く。）を公表するものとする。

- 2 市町村は、森林の土地に関する情報の活用を促進に資するよう、林地台帳のほか、森林の土地に関する地図を作成し、これを公表するものとする。
- 3 前条第二項及び第三項の規定は、前項の地図について準用する。

(林地台帳及び森林の土地に関する地図の正確な記載を確保するための措置)

第百九十一条の六 森林の土地の所有者は、当該森林の土地に係る林地台帳又は前条第二項の地図に記載の漏れ又は誤りがあることを知ったときは、市町村に対し、その旨を申し出ることができる。

- 2 市町村の長は、前項の規定による申出があつた場合には、当該申出について速やかに検討を加え、林地台帳又は前条第二項の地図を修正することが必要と認めるときは、これらの修正を行うものとする。
- 3 市町村の長は、第一項の規定による申出に係る修正を行うこととした場合には、その旨を当該申出をした者に速やかに通知するものとする。
- 4 市町村の長は、第一項の規定による申出に係る修正を行わないこととした場合には、理由を付して、その旨を当該申出をした者に速やかに通知するものとする。

(森林に関するデータベースの整備等)

第百九十一条の七 第百九十一条の四及び第百九十一条の五に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、森林の施策が適切に行われるためには森林に関する正確な情報の把握が重要であることに鑑み、森林に関するデータベースの整備そのほか森林に関する正確な情報

を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附則第一条（施行期日）

附則第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次条から附則第四条まで及び附則第十五条の規定 公布の日（次号において「公布日」という。）
- 二 附則第二十八条の規定 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十八年法律第 号）の公布の日又は公布日のいずれか遅い日

（森林法の一部改正に伴う経過措置）

附則第七条 施行日から平成三十一年三月三十一日までの間は、新森林法第九十一条の四第一項中「作成するものとする」とあるのは「作成することができる」と、新森林法第九十一条の五第一項及び第二項中「公表するものとする」とあるのは「公表することができる」とする。

【森林法施行令】

（台帳情報の提供）

第十条 市町村は、農林水産省令で定めるところにより、一筆の森林の土地ごとに、次に掲げる者の求めに応じ、これらの者に対し、当該森林の土地について林地台帳に記載された事項を提供することができる。

- 一 当該森林の土地の所有者、当該森林の森林所有者又は当該森林所有者から森林の施業若しくは経営の委託を受けた者
- 二 当該森林の土地に隣接する森林の土地の所有者、当該森林の森林所有者又は当該森林所有者から森林の施業若しくは経営の委託を受けた者
- 三 当該森林の土地の所在地の属する都道府県の区域内の森林を対象とする森林経営計画に係る法第十一条第五項の認定を受けた森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者
- 四 農林水産大臣又は当該森林の土地の所在地を管轄する都道府県知事

【森林法施行規則】

(林地台帳の記載事項)

第百四条の二 法第百九十一条の四第一項第四号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 その森林の土地を含む小流域
- 二 その森林の土地が森林経営計画の対象とする森林に係る土地である場合には、当該森林経営計画について法第十一条第五項の認定をした者
- 三 その森林の土地が公益的機能別施業森林又は木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林として市町村森林整備計画において定められている森林（以下この号において「公益的機能別施業森林等」という。）の土地である場合には、当該公益的機能別施業森林等の区域内における施業の方法

(台帳情報の提供)

第百四条の三 令第十条の求めは、次に掲げる事項を記載した申出書（一通）を提出してしなければならない。ただし、同条第四号に掲げる者については、この限りではない。

- 一 申出者の氏名又は名称及び住所
 - 二 当該求めに係る森林の土地の所在及び地番
 - 三 当該求めに係る森林の土地について林地台帳に記載された事項に申出者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的
 - 四 前三号に掲げるもののほか、市町村が必要と認める事項
- 2 前項の申出書には、申出者が令第十条第一号から三号までに掲げる者であることを証する書面を添えなければならない。
- 3 市町村は、令第十条の求めがあつた場合において、当該求めに係る森林の土地について林地台帳に記載された事項を提供することが森林施業の適切な実施又は森林施業の集約化に資すると認めるときは、当該事項を提供するものとする。
- 4 市町村は、前項の規定により林地台帳に記載された事項を提供する場合には、当該事項の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該事項の適切な管理のために必要な条件を付することができる。

(公表することが適当でない事項)

第百四条の四 法第百九十一条の五第一項の農林水産省令で定める事項は、法第百九十一条の四第一項第一号に掲げる事項とする。

平成29年度久留米市情報公開制度の運用状況

(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

1 公文書の開示請求の内訳

平成29年度における公文書の開示請求は、399件でした。

開示の方法は、閲覧請求が26件、写しの交付請求が322件、閲覧及び写しの交付請求が51件となっています。

公文書の開示請求の内訳 (単位：件)

請求件数	閲覧	視聴	写しの交付	閲覧及び写しの交付
399	26	0	322	51

2 公文書の開示請求に係る処理の内訳

平成29年度における開示請求(399件)の処理の内訳をみると、開示したものが255件、部分開示が98件、存否応答拒否が6件、不存在が40件となっています。

なお、4件の審査請求が行われています。

文書請求に係る処理の内訳 (単位：件)

区分	請求件数	処理の内訳							審査請求
		開示	不開示	部分開示	存否拒否	不存在	取下げ	その他	
(市内)	218	122	0	59	6	31	0	0	4
(市外)	181	133	0	39	0	9	0	0	
合計	399	255	0	98	6	40	0	0	

3 部分開示・存否応答拒否・不存在文書の内訳

平成29年度の情報公開請求で部分開示(98件)とされたものの理由をみると、個人情報(条例第7条第1号)が72件、法人等情報(同条第2号)が65件、事務又は事業に関する情報(同条第4号)が6件、法令秘等に関する情報(同条第6号)が3件となっています。

また、存否応答拒否の件数は6件、不存在の件数は40件でした。

部分開示・不開示・不存在文書の内訳

部分開示一覧 (98 件)

【実施機関：市長】

所管部課	公文書の件名	条例7 条該当 号	処分理由
総務部	土地売買契約の締結について	1, 2	個人情報（氏名、印影）、法人等の印影
総務部	・小規模修繕発注実績（対 総修繕料）平成 28 年度（業種別） ・平成 28 年度小規模修繕実績調査票	1	個人情報等
総務部	久留米市建設工事競争入札参加資格申請書・更新申請書及びその添付書類（17 件）	1, 2	氏名、生年月日、最終学歴、資格区分、法人又は代表者の印影、法人の税額
総務部	アスベスト調査集計結果のうち、城島町庁舎設計図仕上表	1	個人の印影
総務部	久留米市が職員に行った訓告に関する文書 ・平成 28 年 12 月 26 日付文書 ・訓告書（平成 29 年 1 月 20 日発令） ・平成 29 年 2 月 7 日付文書 ・訓告書（平成 29 年 3 月 2 日発令）	1, 4	所属、氏名、業務名、事業名
総務部	久留米市建設工事競争入札参加資格申請書・更新申請書及びその添付書類（14 件）	1, 2	個人の住所、氏名、性別、生年月日、本籍地、電話番号、学歴、在職期間、職務上の資格、後見等に関する情報、居住環境に関する情報、障害者や消防団員の雇用に関する情報、技術者経歴書の記載内容、法人又は代表者の印影、法人の税額、貸借対照表のうち経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書に記載されていない情報、主観点数調査票に記載されている情報のうち、重機・建設機械保有に関する情報、工事経歴書及び職員名簿に関する情報
総務部	久留米市建設工事競争入札参加資格更新申請書及びその添付書類（11 件）	1, 2	個人の性別・生年月日・氏名、法人の印影・納税額
総務部	・中速デジタル複合機賃貸借契約書 ・高速デジタル複合機賃貸借契約書 ・高速デジタル複合機賃貸借に関する変更契約書 ・コピー用紙使用枚数（カード対応複合機分）	2	法人の代表者印の印影
総務部	土地売買契約書、全部事項証明書	2	法人の印影
健康福祉部	介護事業所に係る変更届出書（グループホーム里心） 平成 28 年 11 月 14 日提出分	2	法人の印影

健康福祉部	29年に発表された国民健康保険、後期高齢者保険の賦課誤りの記者発表とおわび文書のうち、平成29年に発表した国民健康保険料の軽減判定誤りにかかる対象者へ送付したお詫び文書資料	1	個人の住所、氏名、通知書番号、性別、生年月日
健康福祉部	国民健康保険確認書の記載ミスにかかる記者投げ込み資料と市民に対してのおわび文書一式のうち、国民健康保険料納付確認書（申告用）の記載誤りについて（お詫び）の資料一式	1	個人の氏名、住所、方書、住民コード
健康福祉部	特定福祉用具販売事業者が提出している最新の指定（許可）申請書、付表12、新規指定から全ての賃借対照表及び損益計算書	1,2	個人の氏名、住所、生年月日、連絡先、印影、事業所等名称、職種、勤務時間、法人の印影、科目、金額
健康福祉部	社会福祉法人三井福祉会に係る平成29年度社会福祉施設指導監査資料 調書関係（総括資料、会計総括、本部運営、本部会計、施設総括、施設会計、職員処遇、預かり金等、災害対策、給食、入所者待遇〔特養〕）	1,2	①個人の「職名」「氏名」（理事長、理事、監事、評議員及び施設長を除く）「住所」（理事長を除く）「職業・会社名等」「性別」「年齢」「就任状況（法人役員、評議員、理事を除く）」「続柄」「採用年月日」「経歴」「等級号俸」「社会保険の番号」「退職共済加入の有無」「夜勤・宿直従事者」「親族関係等」「法人内事業間異動」「採用時年齢」「退職年月日」「1か月の労働時間」「退職時年齢」「勤続年数」「退職理由」「預り金額」「死亡年月日」「処理の状況」「受領書の有無」 ②法人の「印影」「年間使用料」「借入金額（福祉医療機構を除く。）」「借入期間」「利率（福祉医療機構を除く。）」「元金」「利息」「支店名」「口座番号」「取扱責任者」「保管限度額」「保管方法」「契約・購入先」「契約・購入金額」「登録ナンバー」「未済の理由」「宿直手当額」「平均給与日額」
健康福祉部	・株式会社シャイニングライフに係る定款、決算報告書、勘定科目内訳明細書、確定申告書、介護職員処遇改善加算に係る変更届出書 ・すまいるホーム上津に係る運営規程、施設パンフレット	1,2	公にされていない個人の氏名、住所、代表者との関係、法人の印影、金融機関名、口座番号等
健康福祉部	平成29年6月2日付「指導監査指摘事項等の是正改善について」にて提出された、報告書、平成29年度第2回理事会議事録、第10回議事録署名欄、平成29年度第2回理事会議案、理事会議事録の理事押印漏れについて（報告）、第2回理事会議事録修正、始末書、辞令、平成27年度第5回評議員会・	1,2	個人の氏名、職名、所属、社員コード、印影及び自筆署名 法人の契約業者名、事業名、住所、契約金額、契約期間、選定理由、貸越極度額、借入額、和解金額及び広告内容、「第2回理事会議事録修正」中、法人の社会的評価の低下につながるおそれの

	第10回理事会議事録、当座勘定貸越解約届、平成29年4月25日運営会議録、平成28年勤怠台帳、29年5月10日起案書など、提出資料一式		ある内容、「平成29年4月25日運営会議録」中各項目の内容、法人の印影
健康福祉部	①平成27年度要約筆記奉仕員派遣事業実績報告書 ②平成27年度障害者社会参加促進事業要約筆記者養成講座実績報告書	1, 2	氏名、住所、電話番号、法人の印影
環境部	測量業務委託伺（道路改良事業 E377 号線）	2	法人の印影
環境部	・平成28年度新旧指定ごみ袋交換実績 ・久留米市指定袋（家庭用・事業用）作成伺 ・一般廃棄物処理手数料収納業務及び配送管理業務にともなう実績報告について	2	法人の印影
環境部	・産業廃棄物処分業許可申請について	1, 2	個人の氏名、住所、生年月日、法人の印影、契約金額、技術上のノウハウに関する情報
環境部	公害防止協定書	2	法人の印影
環境部	甲塚集会所広場改修（1工区）工事第1回変更契約書 道路改良工事（E-612-1号線外1箇所）工事第1回変更契約書 両工事とも1枚目の金額が書かれた契約書	2	法人の印影
環境部	・電話筆記用紙（悪臭に関するもの） ・廃棄物関係処理報告書（悪臭に関するもの） ・対応議事録（悪臭に関するもの） すべて2018年2月19、20日のもの	1, 2	個人の氏名、法人の名称・代表者・住所・法人事業所の写真
農政部	業務完了検査報告、業務完了届、委託業務写真帳	2	法人の印影
農政部	公用車車検整備及び修繕の契約締結について	2	法人の印影
農政部	久留米市農業委員会の委員選考委員会議事録	4	選考の内容に関する情報（当該事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある情報のため）
農政部	(1)①業務委託伺②業者選定委員会の委員の選定について③業者選定委員会の開催について④業者選定表⑤指名競争入札参加通知書の交付について⑥仕様書受領確認簿⑦ため池等除草業務委託契約（単価契約）の入札結果について⑧ため池等除草作業業務委託契約（単価契約）の締結について⑨業務委託契約書⑩業務指示書（第2号）⑪業務着手届⑫業務完了届⑬業務完了検査報告書⑭業務指示書（第4号）(2)①南側家屋との交渉記録②北側家屋との交渉記録③連絡のお願い④位置図	1, 2	個人に関する情報、法人等の印影

都市建設部	受付番号：第 BVJ-FUK17-10-0289 号 受付番号：第 BVJ-FUK17-11-0289 号	1, 2	個人の氏名、法人の印影、法人計算適合性判定に係る記載、建築物別概要（第四面）建築物の階別概要（第五面）、建築物独立部分別概要（第六面）
都市建設部	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律による届出書（提出日：平成 29 年 6 月 15 日から平成 29 年 7 月 10 日 様式：様式第 1 号 対象：解体申請のみ 旧久留米市域分）	1	個人の氏名、印影、住所、電話番号
都市建設部	平成 29 年度 定期報告書対象と想定されるリストの提出について	1	管理者の氏名、管理者の住所
都市建設部	境界明示について平成 26 年度 469 号 ・境界明示協議願 ・境界明示協議願（副本） ・受付簿	1, 2	個人の氏名 ・住所 ・地番 ・印影、法人の印影
都市建設部	第 28-20 号 事前説明報告書 ※グランフォーレ諏訪野Ⅲ新築工事	1, 2	個人の氏名 法人、個人の印影
都市建設部	平成 29 年 4 月 14 日付 29 建指第 1 号の 4 開発許可申請書 平成 29 年 4 月 21 日付 29 建指第 1 号の 4 工事着手届出について	1, 2	申請者の印影 ・性別 ・生年月日、所得等の財産情報、法人の印影、設計者の印影、携帯電話番号、家屋調査士の印影、工事施工者の工事経歴書、工事管理者の住所、主任技術者の住所 ・氏名 ・電話番号 ・資格、社員の氏名 ・資格
都市建設部	運転日報（平成 30 年 1、2 月分のうち、都市建設部公園土木管理事務所所管分） ・第 5 号様式 車両運行管理体制表 ・第 6 号様式 車両運行管理状況報告書 ・第 7 号様式 修理（車検）確認書	2	法人の印影
都市建設部	開発許可番号 29-1-096 に係る添付図面現況平面図、土地利用計画図、造成計画縦横断面図、断面詳細 ・構造図、排水施設計画平面図、排水施設構造図	1	個人の印影
都市建設部	受付番号 第 44 号 建築許可不用宅地確認申請書	1	個人の氏名、住所、印影
都市建設部	野中町〇〇（平成 29 年 4 月 3 日） 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律による届出書一式	1	個人の氏名、印影、住所、電話番号

都市建設部	三瀧町高三瀧〇〇先道路の ・第 26-82 号 「道路・水路（公共用財産）の用途廃止事前協議書」 ・28 路第 27-10 号 「公共用財産の用途廃止及び公有財産の所属替えについて」	1, 2	代理人の氏名、自治会長の氏名・印影、まちづくり振興会長の印影、個人の性別、生年月日、法人の印影、土地家屋調査士の印影
都市建設部	・損失補償金額の提示及び契約について（伺） ・支出命令書	1, 2	土地所有者への補償金額、借地面積、立竹木の内容、立竹木の補償金額、設計者の印影、土地所有者の金融機関名、預金種別、口座番号、口座名義人
都市建設部	第 229-1 号 修繕指令伺 河川排水路修繕（単価契約）東部	2	法人の印影
都市建設部	カラー複合機賃貸借契約書、図面管理・CAD システム及び OA 機器賃貸借契約書	2	法人の印影
城島総合支所	水路残地の取扱いについて 地元説明会議事録（平成 29 年 2 月 23 日 西青木コミュニティセンター）	1	個人の氏名
保健所	医療法人の決算届	1	個人の印影
保健所	医療法人決算届	2	医療法人の印影
保健所	専用水道施設一覧	1, 2	個人の印影、法人の印影
保健所	医療法人の決算届	2	医療法人の印影
保健所	平成 29 年度コールセンターでの国民健康保険特定健康診査未受診者推奨事業業務委託企画提案書 採点結果表及び採点結果総括表	1, 2	採用事業者以外の会社名、住所及び資本金等の特記事項
市民文化部	久留米市日吉町〇〇 久留米市日吉町〇〇 の土地閉鎖台帳	6	課税者の氏名、住所、課税額
市民文化部	久留米シティプラザ清掃業務委託、久留米シティプラザ機械警備業務委託、久留米シティプラザ施設保安警備業務委託、久留米シティプラザ展示物警護業務（4 月分）委託、久留米シティプラザ夜間警備業務（4 月分）委託、久留米シティプラザ施設保安警備業務（増員 4 月分）委託、久留米シティプラザ夜間警備業務（5 月分）委託、久留米シティプラザ夜間警備業務（7 月分）委託、久留米シティプラザ施設保安警備業務（増員 8 月分）委託、久留米シティプラザ夜間警備業務（めくるめくエンゲキ祭）委託、久留米シティプラザ年末年始における警備業務委託、久留米シティプラザ年末年始清掃業務委託、「ミス・サイゴン」久留米シティプラザ搬入口における交通誘導警備業務委託、「新・BS 日本のうた」警備業務委託	1, 2	個人の氏名、印影、法人等の印影

市民文化部	久留米シティプラザ施設保安警備業務委託（H 28 年度）、久留米シティプラザ施設保安警備業務委託（H 29 年度）、平成 28 年度建築保全業務労務単価、平成 29 年度建築保全業務労務単価	1, 2	個人の氏名、印影（1 号該当） 法人等の印影（2 号該当）
市民文化部	①29 資第 803 号 久留米市名義の固定資産に係る固定資産税・都市計画税の納付義務者の課税台帳への登録について ②29 資第 841 号 平成 29 年度 10 月更正分固定資産価格等の決定又は修正について ③29 資第 878 号 固定資産税・都市計画税の賦課更正及び更正通知書の発送について	6	課税地目、法人の印影、税額に関する事項、通知書番号、課税地積、義務者氏名及び住所、課税更正に関する事項
市民文化部	・久留米シティプラザ使用者登録書（団体）・久留米シティプラザ使用計画書・久留米シティプラザ施設使用許可申請書・久留米シティプラザ附属設備使用許可申請書・久留米シティプラザ（使用許可・使用変更許可）書	1	個人の氏名、生年月日、性別、E-mail、電話番号
市民文化部	①28 市総第 78 号審査請求の受付及び審理員の指名について ②28 市総第 224 号審査請求の受付及び審理員の指名について ③28 市総第 225 号審査請求の受付及び審理員の指名について	1	審査請求人の氏名、住所、印影、電話番号、審査請求人の所有する土地と家屋の住所
総合政策部	・久留米市子育て世代向け移住定住促進パンフレット作成業務プロポーザル審査委員会の審査結果・選定事業者の企画提案書	2	選定事業者以外の事業者名及び選定事業者の企画提案書における営業活動上の秘密に関する情報
総合政策部	財務会計システム再構築業務のプロポーザル審査結果について	2	選定事業者以外の事業者名及びその事業者を特定し得る情報
協働推進部	①昭和 40 年度 国分納骨堂新築工事に係る仕様書、仕上表、展開図②昭和 49 年度 西町集会所事業実績報告書に係る仕様書、仕上表、展開図③昭和 61 年度 同和地区改善施設整備事業費補助金実績報告書に係る仕様書、仕上表、展開図④昭和 61 年度 地方改善施設（納骨堂）整備費補助金事業実績報告書に係る仕様書、仕上表、展開図⑤昭和 53 年度地方改善施設整備事業（隣保館）補助金交付申請書に係る仕様書、仕上表、展開図	1	個人の印影
協働推進部	審議会・委員会等への女性の登用一覧	1	氏名
協働推進部	平成 28 年度同和对策事業費補助金の額の確定について	1, 2	個人の生年月日、団体の印影
協働推進部	平成 29 年度建築相談記録 2 月～3 月	1	個人の氏名・年齢・性別

協働推進部	久留米市市民意識調査業務 ・実施について ・一般競争入札にかかる広告について ・委託契約の締結について ・委託変更契約の締結について ・報告書の有償頒布について	1	個人の氏名・印影
協働推進部	・久留米市市民活動保険仕様書 ・平成 29 年度「久留米市市民活動保険」に関する特約書 ・平成 29 年度契約賠償責任保険証券 ・平成 26、27、28 年度契約の市民活動保険支払い保険実績（被害者に支払った保険金額）	2	法人の署名及び印影
協働推進部	・平成 28 年度久留米市市民活動サポートセンター事業運営計画書 ・平成 29 年度久留米市市民活動サポートセンター事業運営計画書 ・久留米市市民活動センター平成 26 年度～平成 30 年度収支計画 ・平成 27 年度久留米市市民活動センター「みんくる」事業計画実施予定と実績一覧表 ・平成 28 年度久留米市市民活動サポートセンター「みんくる」事業計画実施予定と実績一覧表	1	個人の氏名
協働推進部	平成 29 年建築相談記録 4 月～1 月	1	個人の氏名・年齢・性別
子ども未来部	事業所内保育施設一覧	2	開示請求対象施設のうち一部施設の名称、所在地、電話番号
子ども未来部	・久留米市母子寮松柏園改築工事設計図（S54 年） ・善導寺保育園増改築工事設計図（S54 年） ・白山保育園建設工事設計図（S62 年） ・荒木保育園改築工事設計図（S52 年） ・田主丸保育所新築工事設計図（S50 年）	1	個人の印影
商工労働部	平成 27～平成 29 年度分 久留米競輪開催警備業務委託にかかる仕様書、入札結果表、入札書	1, 2	個人の氏名、印影（1 号該当）法人の印影（2 号の該当）
商工観光労働部	・業務完了届（平成 28 年度西鉄久留米駅前モニュメント、JR 久留米駅前モニュメント清掃業務に関するもの） ・入札結果表（平成 28 年度久留米市世界のつばき館清掃消毒等業務に関するもの） ・入札結果表（平成 28 年度久留米競輪場場内施設清掃業務に関するもの） ・入札結果表（平成 29 年度久留米競輪場場内施設清掃業務に関するもの） ・入札結果表（平成 29 年度久留米競輪場選手宿舍清掃等業務に関するもの）	2	法人の印影

商工観光労働部	・平成28年4月度(株)ハイマート久留米取締役会資料・平成28年11月度(株)ハイマート久留米取締役会資料・平成29年1月度(株)ハイマート久留米取締役会資料・平成29年3月度(株)ハイマート久留米取締役会資料・平成29年8月度(株)ハイマート久留米取締役会資料	1,2	個人の氏名・住所、法人の株主名、資産内容、営業状況、経営状況、販売費及び一般管理費の内訳、収支予算、販売計画、人事に関する情報
商工観光労働部	㈱ハイマート久留米株主総会資料の内、事業部門別売上高が分かる部分(第8期～第24期)	1,2	個人の氏名、法人の取引内容

【実施機関：企業管理者】

所管部課	公文書の件名	条例7条該当号	処分理由
上下水道部	・都市計画法第32条第2項による公共施設に関する協議申請書、開発行為許可申請書・給水装置工事申込書、給水装置工事設計(精算)書	1,2	個人の氏名、住所、印影、電話番号、法人の印影
上下水道部	・土地計画法第32条第2項による公共施設に関する協議書・給水装置工事申込書、給水装置工事設計(精算)書	1,2	個人の氏名、住所、印影及び電話番号、法人の印影
上下水道部	・都市計画法第32条第2項による公共施設に関する協議申請書、開発行為許可申請書・給水装置工事申込書、給水装置工事設計(精算)書	1,2	個人の氏名、住所、印影、電話番号、法人の印影
上下水道部	・都市計画法第32条第2項による公共施設に関する協議申請書、開発行為許可申請書・給水装置工事申込書、給水装置工事設計(精算)書	1,2	個人の氏名、住所、印影、電話番号、法人の印影
上下水道部	市有自動車事故報告書	1	個人の氏名、年齢、住所、電話番号、車輛の車名及び番号、免許証番号(1号該当)
上下水道部	・都市計画法第32条第2項による公共施設に関する協議申請書、開発行為許可申請書・給水装置工事申込書、給水装置工事設計(精算)書	1,2	個人の氏名・住所・印影・電話番号、法人の印影
上下水道部	・都市計画法第32条第2項による公共施設に関する協議申請書、開発行為許可申請書、給水装置工事申込書、給水装置工事設計(精算)書	1,2	個人の氏名、住所、印影、電話番号、法人の印影
上下水道部	都市計画法第32条第2項による公共施設に関する協議申請書、開発行為許可申請書 給水装置工事申込書、給水装置工事設計(清算)書	1,2	個人の氏名、住所、印影、電話番号、法人の印影
上下水道部	・都市計画法第32条第2項による公共施設に関する協議申請書、開発行為許可申請書・給水装置工事申込書、給水装置工事設計(精算)書	1,2	個人の氏名、住所、印影、電話番号、法人の印影
上下水道部	・都市計画法第32条第2項による公共施設に関する協議申請書、開発行為許可申請書・給水装置工事申込書、給水装置工事設計(精算)書	1,2	個人の氏名、住所、印影、電話番号、法人の印影

上下水道部	・都市計画法第33条第2項による公共施設に関する協議申請書、開発行為許可申請書 ・給水装置工事申込書、給水装置工事設計（精算）書	1, 2	個人の氏名、住所、印影、電話番号、法人の印影
上下水道部	・都市計画法第32条第2項による公共施設に関する協議申請書、開発行為許可申請書 ・給水装置工事申込書、給水装置工事設計（精算）書	1, 2	個人の氏名・住所・印影・電話番号、法人の印影
上下水道部	都市計画法第32条第2項による公共施設に関する協議申請書、開発行為許可申請書 ・給水装置工事申込書、給水装置工事申込書、給水装置工事設計（精算）書	1, 2	個人の氏名、住所、印影、電話番号（1号該当）
上下水道部	・特定事業場排水量調査 ・「特定施設設置届出書」中「用水及び排水の系統」	1, 2	個人の氏名、法人の印影、主要製品名及び生産量

【実施機関：教育委員会】

所管部課	公文書の件名	条例7条該当号	処分理由
教育部	・平成 29 年度久留米市立西牟田小学校全校児童名簿 ・家庭表	1	児童氏名、住所、生年月日、連絡先、続柄、生育歴、配慮事項、地域名、自宅付近の略図
教育部	久留米市学校給食調理等業務委託契約書及び業務委託変更契約書（南小学校、北野小学校、弓削小学校、大城小学校、金島小学校及び北野中学校分）	2	法人の印影
教育部	平成 29 年度 久留米市学力・生活実態調査（小学校）の結果について、平成 29 年度 久留米市学力・生活実態調査（中学校）の結果について	4	小学校別の実績
教育部	①28 くるめ学力アップ推進事業学生・地域ボランティア実施状況（12 月） ②平成 28 年度地域学校協議会活動報告書（小学校 46 校、中学校 17 校分）	4	久留米市学力実態状況調査結果における評定に関する部分
教育部	西牟田小学校児童名簿	1	児童氏名、組
教育部	山川小学校、山本小学校、草野小学校、水縄小学校、竹野小学校、京町小学校、篠山小学校、屏水中学校の調査位置図、柱状図、地質想定断面図	1	主任技師、現場代理人、コア鑑定者、ボーリング責任者の氏名
教育部	①荒木中学校桜樹木診断業務委託の実施について（伺）②荒木中学校桜樹木診断業務委託の契約について（伺）③荒木中学校桜樹木診断業務委託請書④業務着手届⑤業務完了検査報告書	1, 2	主任（専門）技術者及び調査員の指名、生年月日及び樹木医登録番号、法人印影及び代表者印影

教育部	久留米市教育委員会における教職員・職員の訓告に関する文書 ①処分一覧（平成 28 年度/訓告のみ） ②平成 28 年 4 月 25 日付 ③平成 28 年 6 月 7 日付 ④平成 28 年 6 月 20 日付 ⑤平成 28 年 6 月 20 日付 ⑥平成 28 年 8 月 22 日付 ⑦平成 28 年 8 月 9 日付 ⑧訓告書（4 枚）	1, 4	個人の氏名、生年月日、年齢、所属、役職、事情聴取の内容（原因、動機、勤務態度等）
教育部	○決算書（平成 27 年度、平成 28 年度） ○高等学校人件費決算見込（平成 27 年度、平成 28 年度） ○南筑高校及び久留米商業高校の歳出予算執行状況（職員手当等、退職手当、旅費）（平成 27 年度、平成 28 年度） ○学校設置状況（平成 27 年度、平成 28 年度） ○教職員データ（平成 27 年度、平成 28 年度） ○平成 28 年度児童生徒問題行動等調査結果について ○中学校別暴力行為発生状況の内訳（H 25～H 28） ○いじめ問題対策連絡協議会議事録（平成 27 年 3 月 23 日、平成 28 年 11 月 30 日） ○久留米市児童生徒健全育成コア会議会議録（平成 27 年 7 月 13 日、平成 28 年 7 月 26 日、平成 29 年 2 月 13 日）	4	中学校別暴力行為発生状況の内訳、いじめ問題対策連絡協議会議事録及び久留米市児童生徒健全育成コア会議会議録における学校名部分

【実施機関：監査委員事務局】

所管部課	公文書の件名	条例7条該当号	処分理由
監査委員事務局	・住民監査請求における請求人の証拠の提出及び陳述に係る議事録について ・住民監査請求における関係職員聴取及び調査に係る議事録について ・平成 29 年度第 4 回監査委員協議会会議録の作成について ・平成 29 年度第 4 回監査委員協議会資料 ・平成 29 年度第 5 回監査委員協議会会議録の作成について ・平成 29 年度第 5 回監査委員協議会資料 ・住民監査請求監査の結果の通知及び公表について	1, 2	個人に関する情報（氏名、住所、性別、生年月日、印影） 法人等に関する情報（法人の印影）
監査委員事務局	住民監査請求における請求人の証拠の提出及び陳述に係る議事録について(伺)、住民監査請求における関係職員聴取及び調査に係る議事録について(伺)、平成 29 年度第 12 回監査委員協議会会議録の作成について、同協議会資料（監査結果通知書(案)を抜粋）、住民監査請求監査の結果の通知及び公表について(伺)、住民監査請求に必要な関係書類の提出について（資産税課）、土地(補充)課税台帳閲覧用、住民監査請求（平成 28 年度の財産処分における公金の賦課を怠る事実に関する請求）に必要な関係書類の提	1, 2, 6	個人の氏名、住所、性別及び生年月日、法人の印影、課税台帳登録者の名称及びコード番号

	出について、登録済通知書、固定資産税に係る土地沿革履歴照会（画面のハードコピー）、住民監査請求に必要な関係書類の提出について（回答）（財産管理課）、公有財産の所属替えについて、土地売買契約の締結について、登記原因証明情報及び委任状の発行について、法務局申請書、住民監査請求に必要な関係書類の提出について（三潁総合支所環境建設課）、嘱託登記伺い関連書類、測量・登記業務委託関連書類		
--	---	--	--

【実施機関：議会事務局】

所管部課	公文書の件名	条例7条該当号	処分理由
議会事務局	政務活動費収支報告書（平成28年度分） ※明政会議員団、久留米たすき議員団、みらい久留米議員団、公明党議員団、緑水会議員団、日本共産党議員団、無所属クラブ議員団	1, 2	領収書記載の担当者・取扱者名、社員、代表者印、個人印の印影、携帯電話番号、自動振替口座の情報、請求書の振込口座の情報
議会事務局	政務活動費収支報告書（平成28年度分） ※明政会議員団、久留米たすき議員団、みらい久留米議員団、公明党議員団、緑水会議員団、日本共産党議員団、無所属クラブ議員団	1, 2	領収書記載の担当者・取扱者名、社員、代表者印、個人印の印影、携帯電話番号、自動振替口座の情報、請求書の振込口座の情報

【実施機関：農業委員会事務局】

所管部課	公文書の件名	条例7条該当号	処分理由
農業委員会	平成29年12月総会分 4条届出	1	届出人 職業

【実施機関：選挙管理委員会事務局】

所管部課	公文書の件名	条例7条該当号	処分理由
選挙管理委員会	大久保勉氏の平成30年執行の久留米市長選挙における選挙運動費用収支報告書、領収書、及び立候補届出時に提出された全ての文書（別紙のとおり）	1, 2	個人の氏名、住所、電話番号、職業、印影、法人の印影

※凡例 「条例7条該当号」(部分開示等の理由)

- 1 ⇒ 個人に関する情報(第1号)
- 2 ⇒ 法人等に関する情報(第2号)
- 3 ⇒ 審議・検討等に関する情報(第3号)
- 4 ⇒ 事務又は事業に関する情報(第4号)
- 5 ⇒ 公共の安全等に関する情報(第5号)
- 6 ⇒ 法令秘等に関する情報(第6号)
- 7 ⇒ 任意提供に関する情報(第7号)
- 8 ⇒ 社会的差別に関する情報(第8号)

存否応答拒否一覧(6件)

【実施機関：市長】

所管部課	公文書開示請求の内容	存否応答拒否の理由
総務部	平成28年7月27日から平成29年7月26日までに提出された入札資格申請書及び添付書類一式のうち、障害者雇用及び消防団員の雇用に関する添付資料について	障害者雇用及び消防団員の雇用に関する添付書類については、心身の状況や経歴に関する個人情報であり、不開示としても、その存否が明らかになることで特定個人の不開示情報を開示したことと同様になるため。
健康福祉部	平成28年度及び平成29年度に〇〇〇〇の所管する施設における久留米市が実施した虐待調査に係る資料一式	本件対象文書の存否を明らかにすると、これら特定の法人が運営する高齢者施設について、虐待通報があったかどうかや、虐待調査を行ったかどうかという特定の事実が明らかになるため。
健康福祉部	平成28年度、平成29年度に久留米市が実施した〇〇〇〇における虐待に関する〇〇〇〇へ発した文書及び〇〇〇〇から久留米市へ発された文書	本件対象文書の存否を明らかにすると、これら特定の法人が運営する高齢者施設について虐待通報があったかどうかや虐待調査を行ったかどうかという特定の事実が明らかになるため。
健康福祉部	平成29年2月に久留米市へ通報した〇〇〇〇における虐待に関する調査結果一式	本件対象文書の存否を明らかにすると、これらの特定の法人が運営する高齢者施設について、虐待通報があったかどうかや虐待調査を行ったかどうかという特定の事実が明らかになるため。
健康福祉部	平成28年度及び平成29年度に久留米市が〇〇〇〇に対して実施した虐待調査に係る資料一式	本件対象文書の存否を明らかにすると、これら特定の法人が運営する高齢者施設について、虐待通報があったかどうかや、虐待調査を行ったかどうかという特定の事実が明らかになるため。
保健所	法人としての〇〇〇〇または〇〇〇〇、〇〇〇〇が6月1日以降、市保健所に報告した手術中にガーゼを置き忘れた医療事故事案について、事案の概要や、市保健所の対応が分かる文書一式	当該文書の存在の有無を答えることによって、請求内容の医療事故の報告の有無が判明し、今後、医療機関から医療事故の報告がなされなくなり、当該医療機関の医療安全管理体制について、助言・指導ができなくなる可能性があるため。

不存在一覧 (40 件)

【実施機関：市長】

所管部課	公文書開示請求の内容	不存在の理由
秘書室	市長が平成 29 年 6 月 21 日から 30 日に送信したメールの本文、タイトル、宛先並びに添付ファイル (いずれも電磁的記録に限る)	当該期間を含め、メールを使用しておらず、開示請求に係る公文書を作成していないため。
総務部	久留米市が定めている久留米市民が久留米市へ出す①公開質問状に関する取扱規程②質問状に関する決められている書式規程 上記①②に関し総論各論にまとめられている公開質問状に関する全ての文書の開示を請求する	請求人が求める内容が記載された公文書が存在しないため。
総務部	26 文 32 号の文書に関する開示請求に対し、文書の不存決定がされたことに関し、18 総 422 号「文書作成に関する指導助言の徹底について (通知)」の規定よりも強く優先する規定が記載されている公文書の開示を請求する。	請求人が求める内容の規定が記載された公文書が存在しないため。
総務部	久留米市民からの情報公開請求に対し、行政の透明性を確保せず、久留米市民への説明責任も果たさず、行政文書事務作成に関する規定 (18 総 422 号) に違反して「開示請求者が求めるような文書は存在しない」とすることが、適正であるとする規定	請求人が求める公文書が存在しないため。
総務部	市内在住の市職員のふるさと納税に関する書類一式 久留米市以外の地方自治体にふるさと納税を行った人数及び納税額 久留米市にふるさと納税を行った人数及び納税額	請求人が求める内容が記載された公文書が存在しないため。
総務部	久留米市例規集の規程で定められた記録採取の事例や事実の証拠根拠記録が存在しなくても、納税義務を遂行している市民に対し記録採取の事務実務実行行為をおこなったような書面を出してだまし、欺いて刑法 155 条、156 条、158 条に該当する文書の偽装、偽造ねつぞう、虚偽、虚報行為に値する不法不正等の行為の手段でおこない作成した事務文書であっても適正適切、正当な事務実務執行の処理方法でおこなわれたものとして市長公印を押すことが可能であると証明できることの根拠を記載している久留米市例規集及び公文書の開示を請求する。	請求人が求める内容が記載された公文書が存在しないため。
総務部	久留米市長が文化振興課の行政事務文書作成作業において遵守すべき事項を履行、遂行していないにも関わらず、特別に認定し、及び理解している根拠を証明する公文書の開示を請求する。	請求人が求める内容が記載された公文書が存在しないため。

総務部	久留米市が福岡県への表彰の推薦に係る事務を行うに当たり、当該事務の執行に関し必要な事項を定め、明確な責任のもとに行うことと規定している規程の細目が記載されている公文書	請求人が求める内容が記載された公文書が存在しないため。
総務部	H24年1月15日～H29年4月9日迄に久留米市は（A）具体的にどのような施策遂行して（イ）市民の信頼性に答える自覚を高めているか（ロ）使命感、責任感、倫理観に答える自覚を高めているか（ハ）職員の組織力を高め学習する職場風土の醸成する方法はどのようにしているのか（ニ）それら項目の進捗状況チェック結果はどの様に推移しているか 上記（A）項（イ）（ロ）（ハ）（ニ）に関して係る公文書開示の請求をする。	請求内容の（二）に関して 当該内容を記載した公文書が存在しないため。
総務部	株式会社〇〇に対する行政処分（指名停止等を含む）に関する文書	請求人が求める内容が記載された公文書が存在しないため
健康福祉部	平成29年11月以降に久留米市が社会福祉法人三井福祉会に対して行った監査及び指摘事項、指導事項に係る資料一式（諸規定、会計資料、その他は除く）のうち、平成29年11月以降に久留米市が社会福祉法人三井福祉会に対して行った監査	平成29年11月以降に久留米市が社会福祉法人三井福祉会に対して行った監査に係る文書については、平成29年11月以降に監査を実施していないため不存在
農政部	地籍調査協力員（地籍調査推進委員、地権者等）に関する下記書類 ①上記事業に係る傷害保険証券写し（H27～H29：3年間）（賠償責任保険、傷害保険など） ②過去3年間（H26～H28）の事故件数及び支払保険金額	地籍調査事業（国土調査事業）は現在未着手のため
農政部	29年7月、10月、運転日報の全て（農村整備課の分）使用申請書含む	農政部配置の公用車は総務部財産管理課が管理しており、請求のあった運転日報についても同課にて管理しているため、農政部では当該文書を管理していない。
都市建設部	不動産登記法改正により1件当たりの費用が高騰した理由が分かる資料一式	開示請求に係る文書は、存在していないため。
都市建設部	民地使用に係る要求への対応についての関係書類全部 ・上津町〇〇の損失補償に係る平成25年9月路政課作成資料	開示請求に係る文書は、存在していないため
保健所	〇〇ホテル〇〇の受水槽設置の有無（容量、設置場所、検査の届出）	請求人が求める公文書が存在しないため。
市民文化部	H27年1月22日付26市総142号の文書、H26年10月7日付の文書、H26年9月19日の架電について、それらに至った過程が分かる記録文書（回議、審議、検討、相談、提案等）	開示請求者が求めるような文書は存在しないため。
市民文化部	檜原利則市長及び文化振興課6人の職員は請求人の〇〇〇〇が請求した文書の存在は「ない」と回答しているが	開示請求者が求めるような文書は存在しないため。

	<p>(・29 総 1385 と・29 市総 229 号)</p> <p>(A) 市長及び文化振興課の 6 人の職員が情報公開請求に係る記録類の採取事務行為、保存事務行為、保管事務行為の行政文書、事務、実務、作成、作業行為をおこなったことを証明する証拠文書資料全般の公開開示を請求する。</p>	
市民文化部	<p>本件 26 文 32 号の伺書（稟議書）の起案文書作成に関係している久留米市文化振興課所属職員の起案者は直属上司 3 人から事務実務執行上の細かい指導、助言をうけて文書作成をおこなっている。そこで直属上司 3 人から起案者 3 人が指導助言をうけた詳細、細目内訳が採取記録されている公文書資料の開示を請求する。</p>	<p>開示請求者が求めるような文書は存在しないため。</p>
市民文化部	<p>事業所のみなし共同事業に当たるか否かが争われた審査請求に係る裁決書</p>	<p>開示請求者が求める文書は存在しないため。</p>
市民文化部	<p>H 26 年 4 月 18 日起案し同日、決裁された 26 文 32 号の稟議書（伺書）の鏡となる表の用紙面の起案者として押印している文書事務執行行為者 3 人の職員の中の〇〇〇〇職員が起案文書の内容作成を直属上司 3 人に説明した処理過程の手続、手段を伝える「回議」で説明、伝えた発言記録を採取されているその採取、記録、メモ類記録の公文書開示を請求する。</p>	<p>開示請求者が求める文書は存在しないため。</p>
市民文化部	<p>H 26 年 4 月 18 日起案し同日、決裁された 26 文 32 号の稟議書（伺書）の鏡となる表の用紙面の起案者として押印している文書事務執行行為者 3 人の職員の中の〇〇〇〇職員が起案文書の内容作成を直属上司 3 人に説明した処理過程の手続、手段を伝える「回議」で説明、伝えた発言記録を採取されているその採取、記録、メモ類記録の公文書開示を請求する。</p>	<p>開示請求者が求める文書は存在しないため。</p>
市民文化部	<p>H 26 年 4 月 18 日起案し同日、決裁された 26 文 32 号の稟議書（伺書）の鏡となる表の用紙面の起案者として押印している文書事務執行行為者 3 人の職員の中の〇〇〇〇職員が起案文書の内容作成を直属上司 3 人に説明した処理過程の手続、手段を伝える「回議」で説明、伝えた発言記録を採取されているその採取、記録、メモ類記録の公文書開示を請求する。</p>	<p>開示請求者が求める文書は存在しないため。</p>
市民文化部	<p>本件 26 文 32 号の伺書（稟議書）の起案文書作成に関係した起案者 3 人の職員に対して直属の上司 3 人の職員は、どのような指導、助言をおこなったのか詳細な細目、内訳、が採取記録されている公文書の開示を請求する。</p>	<p>開示請求者が求める文書は存在しないため。</p>
市民文化部	<p>文化振興課、課長と課員が本案件（26 文/32 号）の行政事務文書作成行為を行い承認決裁の押印を受領した過程</p>	<p>開示請求者が求めるような文書は存在しないため。</p>

	に際し根拠証拠とした久留米市が決め施行されている「規定」が記載されている公文書の開示を請求する。	
市民文化部	18 総 422 号の規程と毎年実施されている職員研修の文書事務実務規定（・処理過程の明確化。諸規定に従った統一的な取扱をすること・行政の公平性継続性を保持すること）等々にもとずき文化振興課が・検討した・判断した・評価した・最大限の努力をした等々記録を採取している採取記録の証拠を示す文書及び資料の開示を請求する。	開示請求者が求めるような文書は存在しないため。
市民文化部	文化振興課への公文書開示請求に対し、開示をしない旨の決定をした根拠とその理由を説明できる公文書	開示請求者が求めるような文書は存在しないため。
市民文化部	（文化振興課の公文書の開示請求に対して、市が公文書の不存在決定をするに当たり）回議、審議、検討、相談、提案等々の話し合いの場面で開示しない旨の決定を出すに至ったその過程の三者間の話し合いの記録文書	開示請求者が求めるような文書は存在しないため。
市民文化部	（ロ）26 文 32 号行政文書事務作成作業時における関係する文書が存在しないでも適正と判断した条文条項が記載された公文書（ハ）無記録で作成した公文書は適正であると規定した公文書（二）26 文 32 号行政文書事務作成作業時における関係する全記録類の公文書（ホ）無記録の為開示請求に応じられず、行政の不透明さと説明責任を果たさなくても情報公開の対応は適切であると規定されている公文書	開示請求者が求めるような文書は存在しないため。
市民文化部	福岡県文化賞に係る行政文書作成事務作業に関する記録類	開示請求者が求めるような文書は存在しないため。
市民文化部	久留米シティプラザの年間の収支が分かる資料の開示請求（年間予算 640, 298 千円の内訳と収支が分かる資料全て）久留米シティプラザで 2016 年 10 月に開催された「ウィーンフィルハーモニー管弦楽団公演」の収支報告書の開示請求	開示請求に係る文書が存在していないため。
市民文化部	請求者が提出した福岡県文化賞への推薦書類について市民文化部文化振興課内で審議されたことを記録した文書	開示請求者が求めるような文書は存在しないため。
市民文化部	請求者が提出した福岡県文化賞への推薦書類について、久留米市議会議員に対する報告・相談についての方法及び手段がわかる文書	請求者が求めるような文書は存在しないため。
市民文化部	記録類従の文書の存在のない無記録の異常状況下で・いかなる名称の規定を根拠として 26 文 32 号の行政文書事務実務作成作業行為を久留米市文化振興課はおこなったのか。その根拠とした公文書開示を請求する。	開示請求者が求めるような文書は存在しないため。

市民文化部	平成29年度に公募された福岡県立久留米スポーツセンター及び久留米市中央公園内体育施設等の指定管理者に選定された団体の事業計画書一覧（収支予算書含む）	開示請求者が求めるような文書は存在しないため。（請求内容にある公募は福岡県が行っており、久留米市には請求された公文書は存在しない。）
協働推進部	行政協力員、市政協力員等に関する下記資料 <ul style="list-style-type: none"> ・上記事業に係る損害保険証券写し（H27～29の3年間）（賠償責任保険、損害保険など） ・過去3年間（H26～H28）の事故件数及び支払い保険金額 ・直近1年間の活動状況資料（登録人数、活動延べ時間、活動延べ日数、年間報酬等） 	行政協力員、市政協力員に関する事業を行っていないため。

【実施機関：企業管理者】

所管部課	公文書開示請求の内容	不存在の理由
上下水道部	久留米市市有自動車管理規定の実施について（平成27年7月26日庁達第11号） <ul style="list-style-type: none"> ・第5号様式（第12条関係）車輛運行管理体制表 H28、H29 ・第7号様式（第13条関係）修理（車検）確認書 H28、H29 	請求に係る書類を作成していないため。
上下水道部	久留米市所在の公共建物の新築又は改築に係る文書のうち、建築材料、その商品名あるいはメーカー名の分かるもの（対象期間 昭和30年～平成元年）	請求に係る文書を作成していないため。

【実施機関：教育委員会】

所管部課	公文書開示請求の内容	不存在の理由
教育部	平成24年に久留米養護学校（又は久留米特別支援学校）において作成された「医療的ケア実施に係る諸手続きについて」	保存期間満了により当該文書を廃棄したため。
教育部	○苛め問題及び生徒の生活行動に関する当教育委員会における平成25年度の会議記録（類する書類を含む）	保存期間満了により当該文書を破棄したため。

4 一般の利用に供することを目的とする情報の提供

久留米市情報公開条例における公文書以外の文書（一般の利用に供することを目的とする情報（都市計画図、道路台帳、官民境界確定図、下水道台帳、行政資料など）をいう。）について、久留米市情報公開条例に規定する開示等請求手続とは別の手続により提供した情報の件数は次

のとおりでした。

情報提供の内訳

(単位：件)

閲覧	写しの交付	刊行物有償頒布	計
1,133	15,816	257	17,206

5 情報公開コーナー別公文書開示等請求状況

各情報公開コーナーの公文書開示請求状況は、健康福祉部保健所が 83 件で最も多く、次いで都市建設部 42 件、総務部 41 件、市民文化部 40 件、企業局上下水道部 40 件、健康福祉部 30 件、教育部 27 件、環境部 26 件、協働推進部 18 件 等となっています。

情報公開コーナー別請求件数

(単位：件)

実施機関	情報公開コーナー	開示請求	情報提供	計
市長	総合政策部情報公開コーナー	3	0	3
	総務部情報公開コーナー	41	0	41
	協働推進部情報公開コーナー	18	0	18
	秘書室情報公開コーナー	1	0	1
	会計室情報公開コーナー	0	0	0
	市民文化部情報公開コーナー	40	1	41
	子ども未来部情報公開コーナー	5	0	5
	健康福祉部情報公開コーナー	30	0	30
	健康福祉部保健所情報公開コーナー	83	0	83
	環境部情報公開コーナー	26	0	26
	農政部情報公開コーナー	15	0	15
	商工観光労働部情報公開コーナー	10	0	10
	都市建設部情報公開コーナー	42	8,122	8,164
	田主丸総合支所情報公開コーナー	4	0	4
	北野総合支所情報公開コーナー	1	0	1
	城島総合支所情報公開コーナー	3	0	3
三潞総合支所情報公開コーナー	1	0	1	
企業管理者	上下水道部情報公開コーナー	40	9,083	9,123
教育委員会	教育部情報公開コーナー	27	0	27
選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局情報公開コーナー	1	0	1
公平委員会	公平委員会事務局情報公開コーナー	0	0	0
監査委員	監査委員事務局情報公開コーナー	3	0	3
農業委員会	農業委員会事務局情報公開コーナー	1	0	1
議会	議会事務局情報公開コーナー	4	0	4
土地開発公社	土地開発公社情報公開コーナー	0	0	0
固定資産評価審査委員会事務局	固定資産評価審査委員会事務局情報公開コーナー	0	0	0

	合計	399	17,206	17,605
--	----	-----	--------	--------

注 「情報公開コーナー」とは、各部局（26か所）の総務等に設置する情報公開の窓口をいう。

6 審査請求の状況

平成 29 年度中の審査請求は、4 件ありました。

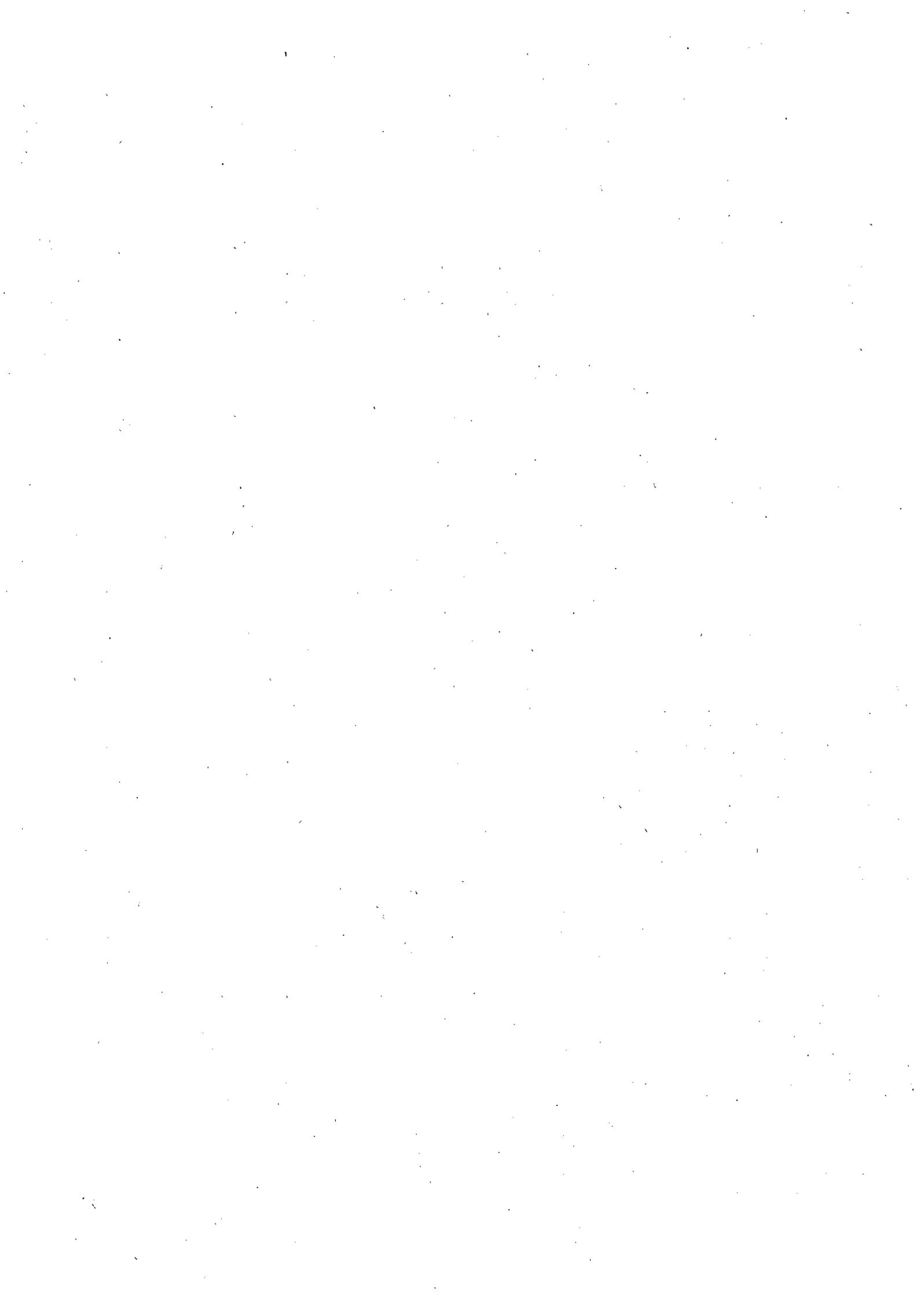
審査請求の状況

審査請求の内容	実施機関 の処分	情報公開・個人情報保護審査会		
		諮問年月日	答申年月日	答申内容
平成 29 年 7 月 4 日付け 29 農総第 80 号の公文書部分開示決定処分について、農業委員の選考における審査請求人の評価について情報公開をお願いしたが、回答になっていないため、文書の黒塗り部分の開示及び評価が分かる資料の開示を求める。	部分開示	H29. 8. 22	H29. 11. 10	(1) 不開示とした部分のうち次回改選時の選考の考え方についての意見を記載した部分は、審査請求人に開示すべきである。 (2) 「事務局案」なる文書について、不開示情報を除き、審査請求人に開示すべきである。
平成 29 年 8 月 9 日付け 29 総第 890 - 1 号の公文書部分開示決定処分について、平成 29 年 8 月 9 日付けで久留米市がした久留米市建設工事入札資格申請書・更新申請書及びその添付書類（14 件）の工事経歴書の部分開示決定、添付書類の納税証明書（都税の滞納なし証明）、技術者以外の職員名簿、主観点数調査票について、不開示決定を取り消し、開示を求める。	部分開示	H29. 8. 28	H29. 11. 10	実施機関の行った公文書部分開示決定は妥当である。
平成 30 年 1 月 30 日付け 29 教総第 492 号の公文書部分開示決定処分について、久留米市学力テスト結果について、津福小学校の実績が「当該事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため」という理由で非開示となっているが、具体的にどのような不都合や、支障が生じるのか納	部分開示	H30. 2. 14	—	—

得できない。当該情報の開示を 求める。				
平成30年2月13日付け29総第 1796号の公文書不存在決定処分 について、(1)平成30年2月13 日付けで久留米市がした公文書 不存在決定を取り消す。(2)平成 28年度における市内在住職員の ふるさと納税に関する書類一式 の開示を求める。	不存在	H30.2.28	H30.5.16	実施機関の行った公 文書不存在決定は妥当 である。

7 職員研修及び意識啓発の状況

平成29年4月4日	任期付非常勤職員への情報公開制度の研修
平成29年4月20日	新規採用職員への情報公開制度の研修
平成29年6月26日	職員への情報公開制度の研修



平成29年度久留米市個人情報保護条例の運用状況

(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

1 個人情報業務の登録状況

実施機関からの個人情報保管等に係る業務の届出件数は、下記のとおりです。平成29年度の件数は、登録が6件、変更が1件、廃止が0件となっています。

(単位 件)

実施機関	登録	変更	廃止
市長	6	1	0
企業管理者	0	0	0
教育委員会	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0
公平委員会	0	0	0
監査委員	0	0	0
農業委員会	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0
議会	0	0	0
土地開発公社	0	0	0
合計	6	1	0

2 目的外利用・外部提供の届出状況

平成29年度の目的外利用・外部提供の届出状況は、下記のとおりです。目的外利用が3件、外部提供が8,420件となっています。

実施機関	目的外利用	外部提供
市長	2	8,356
企業管理者	1	42
教育委員会	0	22
選挙管理委員会	0	0
公平委員会	0	0
監査委員会	0	0
農業委員会	0	0
固定資産評価委員会	0	0
議会	0	0
土地開発公社	0	0
合計	3	8,420

別表 平成 29 年度個人情報業務の登録をした業務名

	登録区分	業務の名称	所管課
1	変更	久留米シティプラザダイレクトメール送付業務	市民文化部久留米シティプラザ総務課
2	開始	空き家相談会等業務	都市建設部住宅政策課
3	開始	まちづくり出会いの場創出事業	子ども未来部子ども政策課
4	開始	地域子育て促進事業補助金	子ども未来部子ども政策課
5	開始	久留米市迷惑電話防止機器貸与事務	協働推進部消費生活センター
6	開始	住宅宿泊事業法に基づく通知確認等業務	健康福祉部保健所衛生対策課
7	開始	緊急通報装置貸与事業	健康福祉部障害者福祉課

3 自己情報の開示等請求の状況

自己に関する個人情報の開示請求状況は、下記のとおりです。

平成 29 年度の請求件数は、開示請求 184 件の内、閲覧 42 件、写しの交付 131 件、閲覧・写しの交付 10 件、訂正 1 件となっています。処理状況は、全部承諾 120 件、一部承諾 44 件、拒否 3 件、不存在 17 件となっています。

区分	請求件数	処理の内訳				
		承諾	一部承諾	拒否	不存在	
開示	閲覧	42	40	1	0	1
	写しの交付	131	78	39	2	12
	閲覧・写しの交付	10	1	4	1	4
	視聴	0	0	0	0	0
訂正	1	1	0	0	0	0
利用の停止	0	0	0	0	0	0
消去	0	0	0	0	0	0
提供の停止	0	0	0	0	0	0
小計	184	120	44	3	17	
合計	184	120	44	3	17	

一部承諾・拒否・不存在文書の内訳

一部承諾一覧（44件）

【実施機関：市長】

所管部課	請求に係る個人情報の記録の内容	条例14条の2該当号	処分理由
市民文化部	請求者が第三者の住民票交付申請をしたかについての第三者からの自己情報開示請求に関する文書	1	自己情報開示請求者の住所、氏名、電話番号、手帳番号、写真、保護者名、続柄、郵送先住所、住民コード、住民番号、取得日、メモの日付、交付申請日、委任者の住所、氏名、印影、受任者の氏名、生年月日 ※「交付申請日」「取得日」「メモの日付」は、当該自己情報開示請求の前に開示決定した「住民票の写し等の交付申請書」に記載された申請日と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であるため。
市民文化部	住民異動届及びその委任状（〇〇〇〇に係る平成28年4月1日～平成28年4月30日までの分）	1	住民異動届記載の代理人の電話番号、保険証番号
市民文化部	〇〇〇〇に係る住民異動届及び委任状（平成29年1月1日から平成29年2月28日まで）	1	住民異動届記載の代理人の免許証番号
市民文化部	〇〇〇〇の土地閉鎖台帳	3	第三者の課税情報 ※地方税法第22条に該当する情報
市民文化部	〇〇〇〇に係る戸籍謄本・抄本などの交付申請（期間：平成29年7月1日から平成29年10月27日まで）	1	戸籍証明書等の交付申請書に記載された交付申請者の氏名、住所、生年月日、筆頭者との関係
市民文化部	住民票の写し交付申請書（平成28年4月～平成29年11月15日）	1	住民票の写し等の交付申請書に記載された交付申請者の氏名、生年月日、請求の理由、免許証番号
健康福祉部	〇〇〇〇に関する障害支援区分認定審査会資料（特記事項を含む）、医師意見書	1	（請求者以外の）個人の印影
健康福祉部	〇〇〇〇に関する障害支援区分認定審査会資料（特記事項を含む）、医師意見書、概況調査票 最新の物	1	（請求者以外の）個人の印影

健康福祉部	〇〇〇〇に関する障害支援区分認定審査会資料 (特記事項を含む)、医師意見書、概況調査票 最新のもの	1	(請求者以外の) 個人の印影
健康福祉部	〇〇〇〇に関する介護保険負担限度額利用者負担額減額免除認定に関する金融機関からの回答 (該当口座があるもの)	1, 2	(請求者以外の) 氏名、口座記号番号、 定期性貯金の預入年月日、法人の印影
健康福祉部	〇〇〇〇に関する障害支援区分認定審査会資料 (特記事項)	1	(請求者以外の) 個人の印影
健康福祉部	〇〇〇〇に関する障害支援区分認定審査会資料 (特記事項を含む)、医師意見書、概況調査票	1	(請求者以外の) 個人の印影
健康福祉部	〇〇〇〇に関する介護保険の被保険者の認定に 関する訪問調査票(特記事項を含む)、主治医意 見書、審査会判定の経過及び結果	1	(請求者以外の) 個人の印影
健康福祉部	〇〇〇〇に関する障害支援区分認定審査会資料 (特記事項を含む)、医師意見書	1	(請求者以外の) 個人の印影
健康福祉部	ケース記録票 子供が生まれてから現在まで H 23. 1. 15~H 29. 7. 19	1, 2, 5, 6	個人の氏名、性別、住所に関する情報、 内容から特定の個人が識別されうる情 報、開示することにより、法人等の権利・ その他正当な利益を害するおそれがある 情報、法人等から開示しないとの条件で 任意に提供されたものであり、不開示情 報として保護することが合理的であると 認められる情報、関係機関とのやりとり のうち、未成熟又は断片的な情報であつ て、開示することにより、本人に不正確 な理解や誤解を与える情報、開示するこ とにより関係機関との自由かつ率直な意 見交換ができなくなるおそれのある情 報、開示することにより、今後十分な検 討材料が得られなくなるおそれのある情 報、生活保護法により認められた調査権 を行使し取得した情報のうち開示するこ とにより、行政の手の内が明らかになり、 反復継続される同種の事務又は事業の公 正かつ円滑な実施を著しく困難にする情 報、その他開示することにより、当該事 務又は事業の円滑な実施を著しく困難に する情報
健康福祉部	〇〇〇〇に関する ・障害支援区分認定審査会 資料(特記事項を含む) ・医師意見書	1	(請求者以外の) 個人の印影
健康福祉部	〇〇〇〇に関する介護保険の認定に関する主治 医意見書	1	(請求者以外の) 個人の印影
健康福祉部	〇〇〇〇の介護保険の認定に関する訪問調査票 (特記事項含む)、主治医意見書(平成28年3 月4日、平成29年3月1日認定分)	1	(請求者以外の) 個人の印影
健康福祉部	〇〇〇〇に関する介護サービスに係る事故報告 書(平成29年8月18日分)	1	(請求者以外の) 氏名

健康福祉部	認定者〇〇〇〇に関する下記の書類 ・ 障害支援区分認定審査会資料（特記事項を含む） ・ 医師意見書	1	（請求者以外の）個人の印影
健康福祉部	平成29年6月10日に発生した〇〇〇〇の介護サービスに係る事故報告書	1	（請求者以外の）氏名、職名
健康福祉部	認定者〇〇〇〇に関する下記の書類 ・ 障害支援区分認定審査会資料（特記事項を含む） ・ 医師意見書	1	（請求者以外の）個人の印影
健康福祉部	〇〇〇〇に関する平成26年8月25日審査会議事録、平成29年8月18日審査会議事録	5	議事録要旨中「合議体名」「出席者」「個人の氏名」
健康福祉部	〇〇〇〇に関する訪問調査票（特記事項を含む）、主治医意見書（主治医が開示に同意したものに限り）	8	疾病に関する意見 ※個人の診断に関する情報であり、開示することにより、今後反復、継続される同種の診断をすることが困難になる場合があるため。
健康福祉部	私の生活保護の受給に関して、作成されたケース記録のすべて。（受給開始日（平成21年3月30日～平成29年11月24日）	2, 5, 6	法人等の権利・その他正当な利益を害するおそれがある情報、法人等から開示しないとの条件で任意に提供されたものであり、不開示情報として保護することが合理的であると認められる情報、関係機関とのやりとりのうち、未成熟又は断片的な情報であって、開示することにより、本人に不正確な理解や誤解を与えるおそれのある情報、開示することにより関係機関との自由かつ率直な意見交換ができなくなるおそれのある情報、開示することにより、今後十分な検討材料が得られなくなるおそれのある情報、開示することにより、行政の手の内が明らかになり、反復継続される同種の事務又は事業の公正かつ円滑な実施を著しく困難にする情報
健康福祉部	〇〇〇〇に関する障害支援区分認定審査会資料（特記事項を含む）、医師意見書	1	（請求者以外の）個人の印影
健康福祉部	〇〇〇〇に関する障害支援区分認定審査会資料（特記事項を含む）、医師意見書	1	（請求者以外の）個人の印影
健康福祉部	〇〇〇〇に関する訪問調査票、主治医意見書、審査会判定の経過及び結果	1	（請求者以外の）個人の印影
健康福祉部	〇〇〇〇に関する主治医意見書（主治医が開示に同意したものに限り）	1	（請求者以外の）個人の印影
健康福祉部	〇〇〇〇に関する障害支援区分認定審査会資料（特記事項を含む）、医師意見書	1	（請求者以外の）個人の印影
健康福祉部	〇〇〇〇に関する訪問調査票（特記事項を含む）、主治医意見書（主治医が開示に同意したものに限り）、審査会判定の経過及び結果	1	（請求者以外の）個人の印影
健康福祉部	平成29年9月29日に提出した精神保健福祉手帳用の診断書	1	（請求者以外の）個人の印影
健康福祉部	〇〇〇〇の介護保険の被保険者の認定に関する主治医意見書（主治医が開示に同意したものに限り）	1	（請求者以外の）個人の印影

健康福祉部	〇〇〇〇に関する訪問調査（特記事項を含む）、主治医意見書（主治医が開示に同意したものに限り）	1	（請求者以外の）個人の印影
健康福祉部	〇〇〇〇様に関する訪問調査票（特記事項を含む）、主治医意見書（主治医が開示に同意した者に限り）、審査会判定の経過及び結果	1	（請求者以外の）個人の印影
健康福祉部	〇〇〇〇様に関する訪問調査票（特記事項を含む）、主治医意見書（主治医が開示に同意した者に限り）、審査会判定の経過及び結果	1	（請求者以外の）個人の印影
健康福祉部	〇〇〇〇に関する主治医意見書（主治医が開示に同意したものに限り）（平成27年7月17日認定分、平成28年1月29日認定分、平成29年1月25日認定分）	1	（請求者以外の）個人の印影
健康福祉部	〇〇〇〇に関する診断書（自立支援医療（精神病院医療）用）	1	（請求者以外の）個人の印影
健康福祉部	〇〇〇〇に関する主治医意見書（主治医が開示に同意したものに限り）（平成29年12月4日申請分）	1	（請求者以外の）個人の印影
健康福祉部	〇〇〇〇に関する主治医意見書（平成25年度以降のもので意思能力の有無がわかるもの）	1	（請求者以外の）個人の印影
総務部	不服審査申立てに関する書類一式（〇〇〇〇申立て分）	1, 2	行政不服審査会委員の署名・印影及び委員の個人的なメールアドレス
都市建設部	官民境界協議に係る整理番号H 25-601、整理番号H 27-186に関する全ての文書	1	（開示請求者以外の）個人の氏名、住所、地番、印影
三瀬総合支所	世帯分離の届出に該当する住民異動届	1	（開示請求者以外の）住所、氏名

【実施機関：教育委員会】

所管部課	請求に係る個人情報の記録の内容	条例14条の2該当号	処分理由
教育部	①家庭表 ②救急カード ③学校別新就学者名簿	1	第三者の氏名、生年月日、性別、住所、保護者との続柄、保護者名、備考

※凡例 「条例14条の2該当号」（一部承諾の理由）

- 1 ⇒ 個人に関する情報（第1号）
- 2 ⇒ 法人等に関する情報（第2号）
- 3 ⇒ 法令秘等に関する情報（第3号）
- 4 ⇒ 国等からの委託等に関する情報（第4号）
- 5 ⇒ 審議・検討等に関する情報（第5号）
- 6 ⇒ 事務又は事業に関する情報（第6号）
- 7 ⇒ 公共の安全等に関する情報（第7号）
- 8 ⇒ 個人の評価等に関する情報（第8号）

不存在一覧 (17件)

【実施機関：市長】

所管部課	請求に係る個人情報の記録の内容	処分理由
市民文化部	行政不服審査請求したことに対して、〇〇〇〇が作成提出する審理員意見書のすべて	審理員意見書は、作成途中であるため。
市民文化部	住民票の写しの交付申請書 印鑑登録証明書交付申請書 平成29年4月5日～平成29年4月7日の期間	請求の期間に、住民票の写し等の交付申請書、印鑑登録証明書交付申請書が存在しないため。
市民文化部	印鑑登録証明書交付申請書 平成27年4月1日～平成29年4月13日の期間	請求の期間に、窓口、自動交付機での発行履歴が存在しないため。
市民文化部	住民票の写しの申請書類及びその委任状、戸籍の申請書類及びその委任状(〇〇〇〇に係る平成28年4月1日～平成28年4月30日までの分)	請求の期間に住民票の写し等の交付申請書、戸籍の交付申請書が存在しないため。
市民文化部	住民票の写しの交付申請書、戸籍謄本・抄本・附票の交付申請書(平成29年4月1日～同年5月16日まで)	請求の期間に発行履歴が存在しないため。
市民文化部	住民票の写しの交付申請書(平成28年10月1日～平成29年5月17日まで)	請求の期間に発行履歴が存在しないため。
市民文化部	印鑑登録証明書交付申請書(平成26年4月1日～平成29年6月29日の期間)	請求期間に窓口、自動交付機での発行履歴が存在しないため。
市民文化部	〇〇〇〇に係る住民票の写し申請書・戸籍申請書(平成27年4月1日から平成27年5月31日に至るまでの分)	請求の期間に住民票の写し等の交付申請書、戸籍の交付申請書が存在しないため。
市民文化部	〇〇〇〇に係る印鑑登録申請書、印鑑登録証明書の交付申請書 ※平成24年6月15日から平成28年3月31日まで	請求の期間に、印鑑登録申請書、印鑑登録証明書の交付申請書が存在しないため。
市民文化部	戸籍の申請書類及びその委任状(平成29年4月4日から平成29年8月24日)	請求の期間に発行履歴がないため。
市民文化部	印鑑登録証明書交付申請書(平成27年4月～平成29年11月15日)	請求期間に窓口、自動交付機での発行履歴が存在しないため。
市民文化部	印鑑登録申請書 平成27年4月1日～平成29年12月28日	請求期間に窓口、自動交付機での発行履歴が存在しないため。
市民文化部	住民票の写し等の交付申請書(H 29.10.01～H 30.01.19)	請求期間に窓口での発行履歴が存在しないため。
健康福祉部	生活保護支給(変更)決定通知書(受給開始日(平成21年3月30日～平成29年11月24日))	平成21年度から平成28年度までの生活保護変更決定通知書については、本人通知書と同一の文書を保存していないため。
健康福祉部	〇〇〇〇に係る生活保護法による費用徴収決定に関する文書(平成29年11月17日以降の分)決定通知書のすべて	平成29年11月17日以降の費用徴収決定通知については、費用徴収決定を行っていないため。

健康福祉部	費用徴収決定通知（平成 21 年～平成 29 年）の決定日がわかる文書及び、29 支援 1 第 977 号の徴収額に関する課税調査の内容がわかる文書	課税調査は閲覧で行っており、文書を保存していないため。
保健所	昭和 31 年当時の予防接種の記録	請求者の予防接種の記録は存在しないため。

拒否一覧（3 件）

【実施機関：市長】

所管部課	公文書の件名	処分理由
市民文化部	請求者が第三者の住民票交付申請をしたかについての第三者からの自己情報開示請求に関する文書	「個人情報開示等請求一部承諾通知書」に係る「住民票の写し等の交付申請書」 ※「住民票の写し等の交付申請書」は、28 市総第 170 号（28 市総第 216 号により開示決定したものを含む。）にて開示決定した「住民票の写し等の交付申請書」と同一の文書であり、双方を照合することにより、当該文書の申請日、記載内容、筆跡等から開示請求書以外の特定の個人を識別することができる情報であって、当該情報を区分して除くことができないものであるため。
市民文化部	〇〇〇〇の平成 29 年 8 月 11 日頃の死亡に関し、届出された死亡届、その添付資料に記載された死亡原因及び死亡先医療機関	久留米市個人情報保護条例第 31 条第 1 項（他の法令等との関係）に該当するため。個人情報の閲覧等の手続きについて、他の法令で規定されている場合は、その法令が定める手続きに則り請求することとなる。 戸籍届書類に関する公開の請求については、戸籍法第 48 条第 2 項に規定されているため、久留米市個人情報保護条例第 31 条第 1 項により、個人情報開示請求の対象にならない。
市民文化部	〇〇〇〇に係る戸籍謄本・抄本などの交付申請（期間：平成 29 年 7 月 1 日から平成 29 年 10 月 27 日まで）	職員が窓口で聞き取って書いたメモ ※交付申請書を請求した人が特定される恐れのある書類であるため。

4 審査請求の状況

平成 29 年度中には、審査請求はありませんでした。

5 情報公開・個人情報保護審議会の状況

平成 29 年度中には、情報公開・個人情報保護審議会を 4 回開催しました。

回数	開催日・場所	会議内容及び諮問事項	結論
1	平成 29 年 5 月 15 日 市役所 305 会議室	<p>諮問案件の審議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険料の滞納の有無について久留米市健康保険課から(公財)久留米観光コンベンション国際交流協会に外部提供することの公益上の必要の有無(条例第 9 条第 3 項)及び当該外部提供に際して本人通知を省略することの適否(条例第 9 条第 4 項)について ・久留米市が行う在宅医療・介護連携の推進に係る課題分析等事業について、 <ol style="list-style-type: none"> (1) 国民健康保険被保険者の診療報酬明細書、特定健診結果等情報、介護保険被保険者の介護保険給付実績情報等を目的外利用することの公益上の必要の有無(条例第 9 条第 3 項)及び当該目的外利用に係る本人通知の省略の適否(条例第 9 条第 4 項)について (2) 後期高齢者医療被保険者の診療報酬明細書、健診結果等の情報を本人以外のものから収集することの公益上の必要の有無(条例第 8 条第 2 項)及び当該情報収集に係る本人通知の省略の適否(条例第 8 条第 3 項)について (3) 研究機関に対して、上記 1 及び 2 で収集した個人情報をオンライン結合等(磁気記録媒体)により提供することの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無(条例第 10 条第 1 項)について ・久留米市が行う医療費適正化のためのレセプト点検業務委託について、 <ol style="list-style-type: none"> (1) 国民健康保険被保険者の特定健診結果等情報を目的外利用することの公益上の必要の有無(条例第 9 条第 3 項)及び当該目的外利用に係る本人通知の省略の適否(条例第 9 条第 4 項)について (2) レセプト点検業務の事業者に対して、上記 1 で収集した個人情報及び国民健康保険被保険者に係る診療報酬明細書等の情報をオンライン結合等(磁気記録媒体)により提供することの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無(条例第 10 条第 1 項)について ・久留米市が生活習慣病予防健康診査及び市国保特定健康診査の結果に基づき実施する血圧改善支援事業等において、委託事業者とオンライン結合を行うことに関し、公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無(条例第 10 条第 1 項)について ・40 歳以上の生活保護受給者に対してハガキによる生活習慣病予防健康診査受診勧奨を実施するに当たりあたり、生活支援課が保有している同受給者に関する個人情報を目的外利用することに関し、公益上の必要の有無(条例第 9 条第 3 項)及び当該目的外利用に係る本人通知の省略の適否(条例第 9 条第 4 項)について ・久留米市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について 	承認

2	平成 29 年 8 月 1 日 市役所 1303 会議室	<p>諮問案件の審議</p> <p>・福岡県への個人県民税の納税義務者のうち、自動車税、個人事業税、不動産取得税の滞納者に係る税務情報の提供をオンライン結合等により行うことについて、公益上の必要があるか及び個人の権利利益を侵害するおそれがないかについて</p> <p>・都市建設部都市計画課が行う都市計画基礎調査において、</p> <p>(1) 住民基本台帳情報を目的外利用することの公益上の必要の有無（条例第 9 条第 3 項）及び当該目的外利用に係る本人通知の省略の適否（条例第 9 条第 4 項）について</p> <p>(2) データ処理業務を久留米市が事業者に業務委託するに当たり、個人情報を委託業者に対し光ディスクにより受渡しを行うことについて、公益上の必要があるか否か、及び個人の権利利益を侵害するおそれがあるか否か（条例第 10 条第 1 項第 2 号）について</p> <p>・久留米市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について</p>	承認
3	平成 29 年 11 月 2 日 市役所 305 会議室	<p>諮問案件の審議</p> <p>・法定受託事務に位置付けられている国民年金に関する事務において、国からの届書の報告等に係る個人情報の授受の方法の変更についての協力要請を踏まえ、日本年金機構との間で光ディスクによるオンライン結合等を行うことに関し、公益上の必要があるか否か、及び個人の権利利益を侵害するおそれがあるか否かについて</p>	承認
4	平成 29 年 1 月 15 日 市役所 305 会議室	<p>諮問案件の審議</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づくオンライン結合等の実施について</p>	承認

6 情報公開・個人情報保護審査会の状況

平成 29 年度中には、情報公開・個人情報保護審査会を 8 回開催しました。

情報公開・個人情報保護審査会

回数	開催日・場所	会議内容及び諮問事項
1	平成 29 年 5 月 30 日 市役所 305 会議室	<p>情報公開・個人情報保護制度運用状況報告（平成 28 年 10 月～平成 29 年 3 月及び平成 28 年度）</p> <p>情報公開・個人情報保護審査会の部会制導入について</p>
2	平成 29 年 9 月 19 日 市役所 305 会議室	<p>審査請求に関する諮問について（農政部）</p> <p>審査請求に関する諮問について（総務部）</p>
3	平成 29 年 10 月 3 日 メルクス 2 階会議室	<p>審査請求に関する諮問について（農政部）</p>
4	平成 29 年 10 月 11 日 市役所 1303 会議室	<p>審査請求に関する諮問について（総務部）</p>
5	平成 29 年 10 月 20 日 メルクス 2 階会議室	<p>審査請求に関する諮問について（農政部）</p> <p>審査請求に関する諮問について（総務部）</p>
6	平成 29 年 11 月 1 日 市役所 302 会議室	<p>審査請求に関する諮問について（農政部）</p> <p>審査請求に関する諮問について（総務部）</p>

7	平成 29 年 11 月 10 日	審査請求に関する諮問について（農政部）
	市役所 305 会議室	審査請求に関する諮問について（総務部）
8	平成 30 年 3 月 19 日	審査請求に関する諮問について（教育部）
	市役所 307 会議室	審査請求に関する諮問について（総務部）

7 運用状況の公表

平成 28 年度の久留米市個人情報保護制度の運用状況は、平成 29 年 6 月 8 日に久留米市告示第 378 号で公表しました。なお、久留米市のホームページ上においても公表しています。

8 職員研修及び意識啓発

平成 29 年 4 月 4 日	任期付非常勤職員への個人情報保護制度の研修
平成 29 年 4 月 20 日	新規採用職員への個人情報保護制度の研修
平成 29 年 6 月 26 日	職員への個人情報保護制度の実務研修
平成 29 年 11 月 28 日	市民課職員への個人情報保護制度の研修
平成 29 年 12 月 25 日	社会保障・税番号制度研修

特定個人情報の取扱いに関する監査報告書

以下の通り特定個人情報の取扱いに関する監査の結果についてご報告いたします。

1. 監査実施期間 平成29年12月27日から平成30年3月14日

2. 監査員

下記メンバーで監査を実施した。

所属	氏名	担当
総務部総務課	小野 千明	監査責任者
〃	林田 有加	監査員
〃	和田 悠哉	〃
〃	仁田原 暁	〃
〃	脇邑 美奈子	〃
〃	井上 聡士	〃
〃	草野 杏奈	〃
総務部情報政策課	志岐 健一郎	〃
〃	岡田 守道	〃
〃	佐藤 未来	〃

3. 監査範囲

① 対象事務

久留米市において全項目評価書又は重点項目評価書の作成が義務付けられている事務

- ・ 住民基本台帳に関する事務
- ・ 地方税の徴収事務
- ・ 個人住民税賦課に関する事務
- ・ 軽自動車税賦課に関する事務
- ・ 健康診査、各種検診、歯科保健事業関係事務

② 対象課等

対象事務を実施する課

- ・ 市民課
- ・ 税収納推進課
- ・ 市民税課
- ・ 保健所健康推進課
- ・ 保健所地域保健課
- ・ 田主丸総合支所市民福祉課
- ・ 北野総合支所市民福祉課
- ・ 城島総合支所市民福祉課
- ・ 三潞総合支所市民福祉課
- ・ 耳納市民センター
- ・ 筑邦市民センター
- ・ 上津市民センター
- ・ 高牟礼市民センター
- ・ 千歳市民センター

4. 監査基準

- ① 法律
 - ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 等
- ② 条例
 - ・久留米市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
 - ・久留米市個人情報保護条例 等
- ③ 規則
 - ・久留米市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則
 - ・久留米市情報セキュリティ規則
- ④ ガイドライン等
 - ・特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン
 - ・特定個人情報保護評価書

5. 監査目的

特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン等により義務付けられている特定個人情報の取扱いに関する安全管理措置が適切に実施されているかについて監査を行う。

6. 監査所見

下記の評価結果であった。

評価基準	判定
指摘事項	6件
助言	0件

7. 監査結論

監査の結果、全庁を通じて以下の様であった。

本市における特定個人情報の取扱いに関する監査を実施した結果、監査基準に照らし、6件の指摘事項、0件の助言すべき事項がありました。

本監査では、特定個人情報保護評価における全項目評価及び重点項目評価を実施した個人番号利用事務を対象として、監査を実施しましたが、直ちに特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係わる重大な事態、あるいは番号法に設けられた「特定個人情報の利用制限」「特定個人情報の安全管理措置等」及び「特定個人情報の提供制限等」の保護措置に対する違反に発展する可能性がある指摘はありませんでした。

以上

監査基準

【特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン】

E 物理的安全管理措置

行政機関等及び地方公共団体等は、特定個人情報等の適正な取扱いのために、次に掲げる物理的安全管理措置を講じなければならない。

b 機器及び電子媒体等の盗難等の防止

管理区域及び取扱区域における特定個人情報等を取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。また、電子媒体及び書類等の庁舎内の移動等において、紛失・盗難等に留意する。

【特定個人情報保護評価書】

住民基本台帳に関する事務 全項目評価書

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

1. 特定個人情報ファイル名

(1) 住民基本台帳ファイル

2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク 4 : 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク

リスクに対する措置の内容

・住民からの届出書については、特定個人情報の漏洩及び紛失を防止するため、入力及び照合した後、鍵付きの書庫に保管する。

指摘事項

【対象】

千歳市民センター

【指摘事項】

業務終了後、個人番号が記載されている書類が保管されているキャビネットの施錠がなされていませんでした。個人番号が記載された書類を、キャビネットに保管する場合は、施錠するようにしてください。

監査基準

【特定個人情報保護評価書】

個人住民税賦課事務 全項目評価書

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名
個人住民税情報ファイル

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託事項 4 個人住民税の納税通知書の封入・封緘業務

①委託内容 個人住民税の納税通知書の封入・封緘業務

指摘事項

【対象】

市民税課

【指摘事項】

特定個人情報保護評価書の記載と実際の事務が一致なくなってしまう。具体的には、現在の特定個人情報保護評価書においては、住民税の納税通知書の封入・封緘業務において、特定個人情報を含む情報の処理を委託することとしています。そもそも納税通知書には個人番号の記載はないため、特定個人情報ファイルの取扱いは基本的に発生しません。また、納税通知書ではなく、特別徴収税額の決定通知書をさしているとしても、平成30年度に特別徴収税額の決定通知書には、個人番号の記載がなされなくなることから、いずれにせよ封入・封緘業務において特定個人情報の処理を行うことがなくなります。

特定個人情報保護評価書の修正を行ってください。

監査基準

【特定個人情報保護評価書】

軽自動車税賦課事務 重点項目評価書

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

軽自動車税情報ファイル

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託事項3 軽自動車税申告書処理業務

①委託内容 軽自動車税申告書のデータ入力処理

指摘事項

【対象】

市民税課

【指摘事項】

特定個人情報保護評価書の記載と実際の事務が一致しません。具体的には、現在の特定個人情報保護評価書においては、申告等情報データ入力業務において、特定個人情報を含む情報の処理を委託することとしていますが、実際の申告等情報データ入力業務においては特定個人情報の処理を行うことがありません。

特定個人情報保護評価書の修正を行ってください。

監査基準**【特定個人情報保護評価書】**

健康診査、各種検診、歯科保健事業関係事務等 重点項目評価書

Ⅲ リスク対策

リスク： 委託先における不正な使用等のリスク

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定

規定の内容

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定

特定個人情報を含む全てのデータに対して以下のことを契約書に明記している。

- ・個人情報の保護の重要性を認識し、事務の実施にあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取り扱いを適正に行わなければならない。
- ・委託業務の着手にあたり、従事者等の個人情報保護に関する誓約書を、甲に提出しなければならない。この場合において、記名は本人の直筆でなければならない。
- ・従事者等に対して、在職中及び退職後において、事務に関して知り得た情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他、個人情報の保護に関し必要な事項及び久留米市個人情報保護条例第34条又は第35条の規定に該当した場合は罰則の適用あることを周知するものとする。
- ・従事者等に対して、個人情報保護に関する認識を高めるための研修を半年に一回（従事者等に変更があった場合はその都度）行い、甲に研修実施に関する報告書を提出しなければならない。
- ・業務を行うために個人情報を保有するときは、その業務の目的を明確にするとともに、業務目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- ・業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は損傷の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- ・業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。
- ・業務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。
- ・個人情報の授受、複製、返還、廃棄を行うときは、定める様式に記録し、承認を受けなければならない。
- ・事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

【対象】

保健所健康推進課・保健所地域保健課

【指摘事項】

特定個人情報保護評価書の記載どおりに事務がなされていません。具体的には、健康管理システム運用支援業務の委託を行っており、受託業者の従事者等に対して、個人情報保護に関する認識を高めるための研修を半年に1回（従事者等に変更があった場合はその都度）行わせ、受託業者に研修実施に関する報告書を提出させることを契約書に明記していることになっていますが、契約書にその旨の記載はないとのことであり、報告書の提出もなされていません。

次年度以降の契約書の内容を見直すか、特定個人情報保護評価書の修正を行ってください。

監査基準**【特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン】****第4-2 特定個人情報の安全管理措置等****第4-2-1 委託の取扱い****1 委託先の監督****A 委託先における安全管理措置**

行政機関個人情報保護法第6条第2項において、委託を受けた者は、保有個人情報の安全管理措置を講ずることを義務付けられている（独立行政法人等個人情報保護法第7条第2項においても同じ。）。

地方公共団体等については、個人情報保護条例の定めによっている。これに加え、番号法は、個人番号利用事務等の全部又は一部の委託をする者は、委託した個人番号利用事務等で取り扱う特定個人情報の安全管理措置が適切に講じられるよう「委託を受けた者」に対する必要かつ適切な監督を行わなければならないとしている。このため、個人番号利用事務等の全部又は一部の委託をする行政機関等及び地方公共団体等は、「委託を受けた者」において、番号法に基づき個人番号利用事務等を行う行政機関等及び地方公共団体等が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。

B 必要かつ適切な監督

「必要かつ適切な監督」には、①委託先の適切な選定、②委託先に安全管理措置を遵守させるための必要な契約の締結、③委託先における特定個人情報の取扱状況の把握が含まれる。

委託先の選定については、個人番号利用事務等を行う行政機関等及び地方公共団体等は、委託先において、番号法に基づき当該行政機関等及び地方公共団体等が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認しなければならない。具体的な確認事項としては、委託先の設備、技術水準、従業者（注）に対する監督・教育の状況、その他委託先の経営環境等が挙げられる。委託契約の締結については、契約内容として、秘密保持義務、事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止、特定個人情報の目的外利用の禁止、再委託における条件、漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任、委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄、特定個人情報を取り扱う従業者の明確化、従業者に対する監督・教育、契約内容の遵守状況について報告を求める規定を盛り込むとともに、行政機関等及び地方公共団体等において必要があると認めるときは委託先に対して実地の調査を行うことができる規定等を盛り込まなければならない。

指摘事項**【対象】**

市民税課・保健所健康推進課・保健所地域保健課

【指摘事項】

番号法は、個人番号利用事務等の全部又は一部の委託をする者は、委託した個人番号利用事務等で取り扱う特定個人情報の安全管理措置が適切に講じられるよう「委託を受けた者」に対する必要かつ適切な監督を行わなければならないとしていることから、久留米市個人情報保護条例施行規則第13条各号に掲げられているもののほか、個人情報保護委員会が作成した別紙特記事項（例）を参考に契約書中に漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任に関する条項、特定個人情報を取り扱う従業者の明確化に関する条項、従業者に対する監督・教育に関する条項等を設けるべきです。

監査基準

【特定個人情報保護評価書】

3. 特定個人情報の使用 リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク

指摘事項

【対象】

市民課、各市民センター

【指摘事項】

臨時職員のアクセス権限の発行又は失効に関する記録について、実施状況が不明でした。人事異動対象外の臨時職員についてもアクセス権限の発行又は失効の運用状況の確認方法を検討してください。

別紙

特定個人情報等の取扱いに関する特記事項（例）

第1条（特定個人情報等の保護に関する法令等の遵守）

受託者（以下「乙」という。）は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）、個人情報保護委員会が定める特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に基づき、本特定個人情報等の取扱いに関する特記事項（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。また、これらのほか、{地方公共団体}（以下「甲」という。）の定める{個人情報保護条例}、{情報セキュリティポリシー}及び{情報セキュリティ実施手順}に基づき、特記事項を遵守しなければならない。

第2条（責任体制の整備）

乙は、特定個人情報及び個人番号（以下「特定個人情報等」という。）の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

第3条（作業責任者等の届出）

- 1 乙は、特定個人情報等の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。
- 2 乙は、特定個人情報等の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を変更する場合の手續を定めなければならない。
- 3 乙は、作業責任者を変更する場合は、事前に書面により甲に申請し、その承認を得なければならない。
- 4 乙は、作業従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。
- 5 作業責任者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。
- 6 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

第4条（取扱区域の特定）

- 1 乙は、特定個人情報等を取り扱う場所（以下「取扱区域」という。）を定め、業務の着手前に書面により甲に報告しなければならない。
- 2 乙は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により甲に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 乙は、甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、特定個人情報等を定められた場所から持ち出してはならない。

第5条（教育の実施）

- 1 乙は、特定個人情報等の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における作業従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。
- 2 乙は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

第6条（守秘義務）

- 1 乙は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た特定個人情報等を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

- 2 乙は、本委託業務に関わる作業責任者及び作業従事者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

第7条（再委託）

- 1 乙は、本委託業務を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。
- 2 乙は、本委託業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 4 乙は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手段及び方法について具体的に規定しなければならない。
- 5 乙は、再委託先に対して本委託業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

第8条（派遣労働者等の利用時の措置）

- 1 乙は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

第9条（特定個人情報等の管理）

乙は、本委託業務において利用する特定個人情報等を保持している間は、ガイドラインに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、特定個人情報等の管理を行わなければならない。

- 一 個人番号を取り扱う事務、特定個人情報等の範囲及び同事務に従事する作業従事者を明確化し、取扱規程等を策定すること。
- 二 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- 三 事務取扱担当者の監督・教育を行うこと。
- 四 特定個人情報等を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人番号の削除・機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- 五 アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止、情報漏えい等の防止を行うこと。

第10条（提供された特定個人情報等の目的外利用及び第三者への提供の禁止）

乙は、本委託業務において利用する特定個人情報等について、本委託業務以外の目的で利用してはならない。また、第三者へ提供してはならない。

第11条（受渡し）

乙は、甲乙間の特定個人情報等の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行った上で、甲に特定個人情報等の預り証を提出しなければならない。

第12条（特定個人情報等の返還又は廃棄）

- 1 乙は、本委託業務の終了時に、本委託業務において利用する特定個人情報等について、甲の指定した方法により、返還又は廃棄を実施しなければならない。
- 2 乙は、本委託業務において利用する特定個人情報等を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき特定個人情報等の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により甲に申請し、その承諾を得なければならない。

- 3 乙は、特定個人情報等の消去又は廃棄に際し甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 乙は、本委託業務において利用する特定個人情報等を廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該特定個人情報等を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 5 乙は、特定個人情報等の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により甲に対して報告しなければならない。

第13条（定期報告及び緊急時報告）

- 1 乙は、甲から、特定個人情報等の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。
- 2 乙は、特定個人情報等の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

第14条（監査及び検査）

- 1 甲は、本委託業務に係る特定個人情報等の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。
- 2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又は本委託業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

第15条（事故時の対応）

- 1 乙は、本委託業務に関し特定個人情報等の漏えい等の事故（番号法違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる特定個人情報等の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。
- 2 乙は、特定個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 甲は、本委託業務に関し特定個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

第16条（契約解除）

- 1 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、本特記事項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。
- 2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

第17条（損害賠償）

乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

